

(案)

気づき 支えあう しんじゆく

第2期新宿区自殺対策計画

【令和5（2023）年度～令和9（2027）年度】

令和5（2023）年3月

新宿区



# <目 次>

## 第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	2
5 計画の進捗状況	3

## 第2章 新宿区における自殺の現状

1 統計データから見た新宿区の現状	4
2 自殺対策に関する調査結果（新宿区健康づくりに関する調査より）	15

## 第3章 新宿区における自殺対策への取組

1 主な事業の体系	19
2 基本施策	22
(1) 地域におけるネットワークの強化	22
(2) 区民への啓発と周知	22
(3) 様々な問題や悩みに応える相談体制の充実	24
(4) 自殺対策を支える人材育成	26
(5) 自殺未遂者や遺された人への支援	28
3 重点施策	29
(1) 若年層への支援の強化	29
(2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援	31
(3) 高齢者への支援	32
4 生きる支援に関連する全事業一覧	33

## 第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制	42
2 計画策定経過	44

## 第5章 資料編

1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）	45
2 新宿区自殺対策推進会議設置要綱	50
3 新宿区自殺総合対策会議設置要綱	53

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

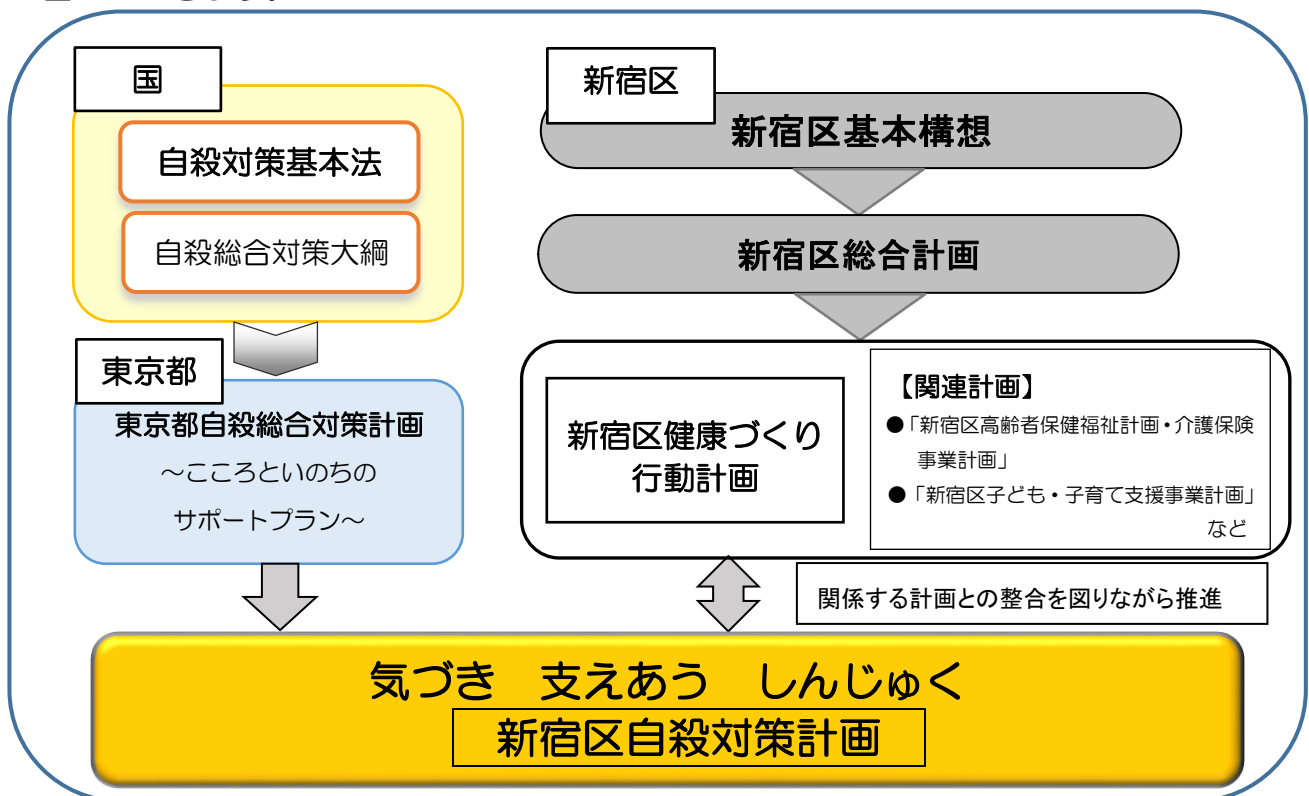
新宿区では、平成 18(2006)年に公布された自殺対策基本法に基づき、平成 19(2007)年度より区内会議を設置し、自殺総合対策の取組を進めてきました。平成 21(2009)年度には、学識経験者、地域の関係機関や団体、行政関係機関等を構成員とする「新宿区自殺総合対策会議」を立ち上げ、ネットワークの構築を図るとともに、相談支援体制の強化等に取り組んできました。

また、平成 28(2016)年に改正された自殺対策基本法において、すべての区市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことを受けて、第1期新宿区自殺対策計画を策定し、区を挙げて自殺対策を推進してきました。

第1期計画の最終年度に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響や、子ども・若者、女性の自殺者数増加など、喫緊の課題へ対応するため令和4(2022)年10月に見直された国の自殺総合対策大綱の理念に沿い、第2期新宿区自殺対策計画を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28(2016)年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、東京都自殺総合対策計画(令和5(2023)年3月策定)の内容を踏まえるとともに、区の関連する計画と整合を図っていきます。



## ＜新宿区自殺対策計画とSDGsとの関係＞

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開していきます。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、本計画は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものであります。

### 3 計画の期間

国が定める自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていること、及び東京都自殺総合対策計画の計画期間が令和9（2027）年度までであることを踏まえ、本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

### 4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、令和4（2022）年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、令和8（2026）年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を、平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることを、前大綱から継続して政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本区においても、平成27（2015）年の年間の自殺死亡率25.3を、令和8（2026）年までにおおむね30%以上減少させることを第1期計画から引き続き目指します。

## ＜自殺対策を通じて達成すべき目標値＞

令和8年までに、自殺死亡率※を、平成27年と比べて30%以上減少

平成27（2015）年 25.3 → 令和8（2026）年 17.7以下

※自殺死亡率：（人口10万人当たりの自殺者数）

## 5 計画の進捗状況

第1期新宿区自殺対策計画期間における年間の自殺死亡率の推移は、以下のとおりです。

指標	基準値	目標	実績		
			令和元年	令和2年	令和3年
自殺死亡率	平成27年	令和8年			
	25.3	17.7以下	18.2	25.5	21.1

## 第2章 新宿区における自殺の現状

### 1 統計データから見た新宿区の現状

実効性ある自殺対策を推進するには、地域の自殺の現状を正確に把握する必要があります。そのため新宿区では、国の自殺総合対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用するとともに、警察庁の「自殺統計」、厚生労働省の「人口動態統計」を活用して新宿区の特徴を分析するなど、多角的な視点で現状の把握に努めました。

#### 【警察庁「自殺統計」と厚生労働省「人口動態統計」の比較】

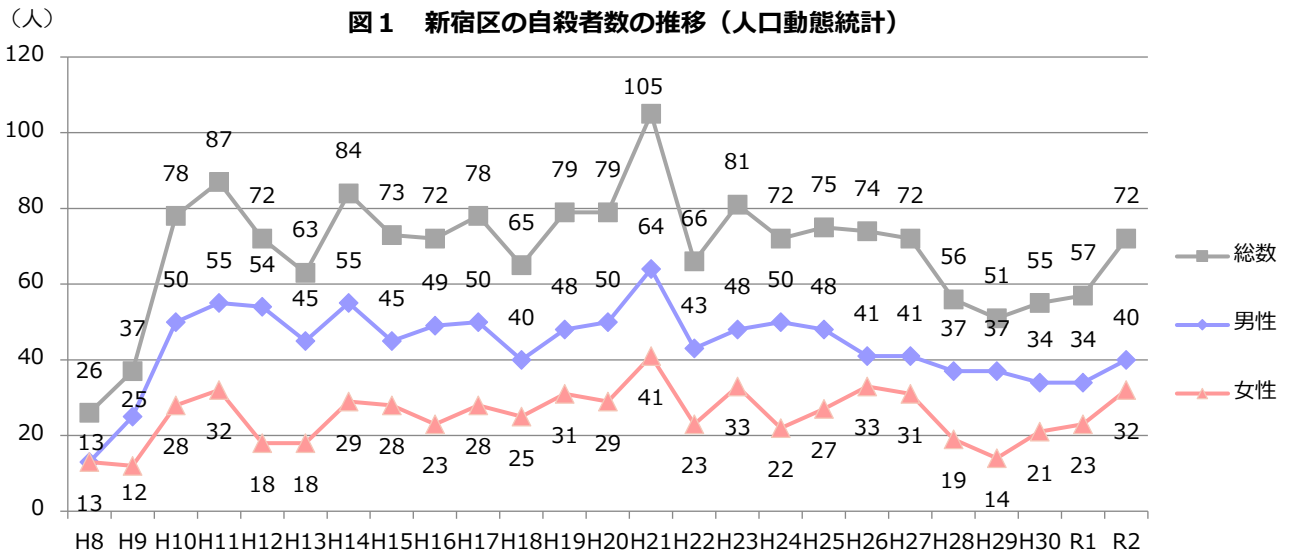
資料			調査対象	集計対象		手続き上の差異
				対象	時点	
警察庁 「自殺統計」	住居地	発見日	日本における 外国人を含む 総人口	住んでいた場所 に基づく	死亡認知時点	警察の捜査等により、自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成して計上する。
		自殺日			死亡時点	
	発見地	発見日		発見された場所 に基づく	死亡認知時点	
		自殺日			死亡時点	
厚生労働省 「人口動態統計」			日本における 日本人	住民票の所在地 に基づく	死亡時点	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は自殺に計上しない。

- ・新宿区の自殺の現状は、主に「自殺統計」（警察庁）と「人口動態統計」（厚生労働省）を使用しています。なお、統計データは年間集計（1月1日～12月31日）です。
- ・自殺の現状分析にあたっては、外国人居住者が多い区の特性を踏まえ、より実態に近い分析をするために、主に「自殺統計」（警察庁）を使用しました。なお、「自殺統計」（警察庁）については、「住居地・発見日」をベースとしたデータを用いて分析しました。
- ・「表1 年代別の主な死亡原因（平成28年～令和2年）」については、死亡原因に関するデータが「自殺統計」（警察庁）に無いため、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータを使用しています。

(1) 厚生労働省の人口動態統計に基づく自殺者数の推移

厚生労働省の人口動態統計に基づく自殺者数は、令和元（2019）年の57人と比べ、令和2（2020）年は72人と増加しています。

自殺者数の推移をみると、平成28（2016）年からは50人台と減少していましたが、令和2（2020）年は72人と増加しました。（図1）\*外国人含まず

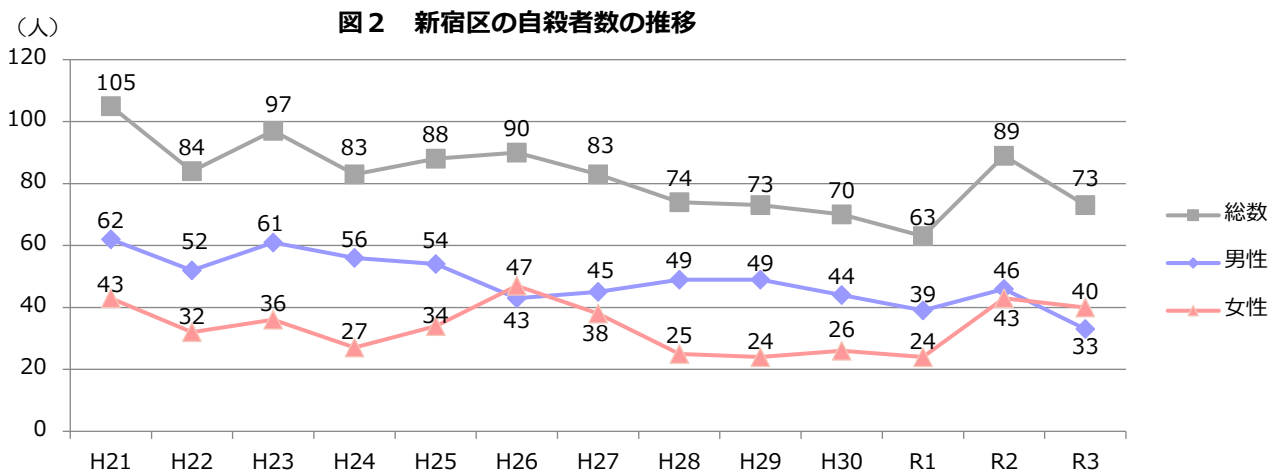


資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

(2) 警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移

警察庁の自殺統計に基づく自殺者数は、令和2（2020）年は89人、令和3（2021）年は73人と減少しています。

自殺者数は、平成21（2009）年以降は減少傾向であり、令和元（2019）年には63人まで減少しました。令和2（2020）年は89人で、平成26（2014）年以来6年ぶりに増加に転じました。令和3（2021）年は73人で、再び減少に転じましたが、コロナ禍以前の令和元（2019）年と比べると高い水準となっています。（図2）



資料：警察庁「自殺統計」より作成



(3) 警察庁の自殺統計に基づく自殺死亡率（人口10万対）の推移

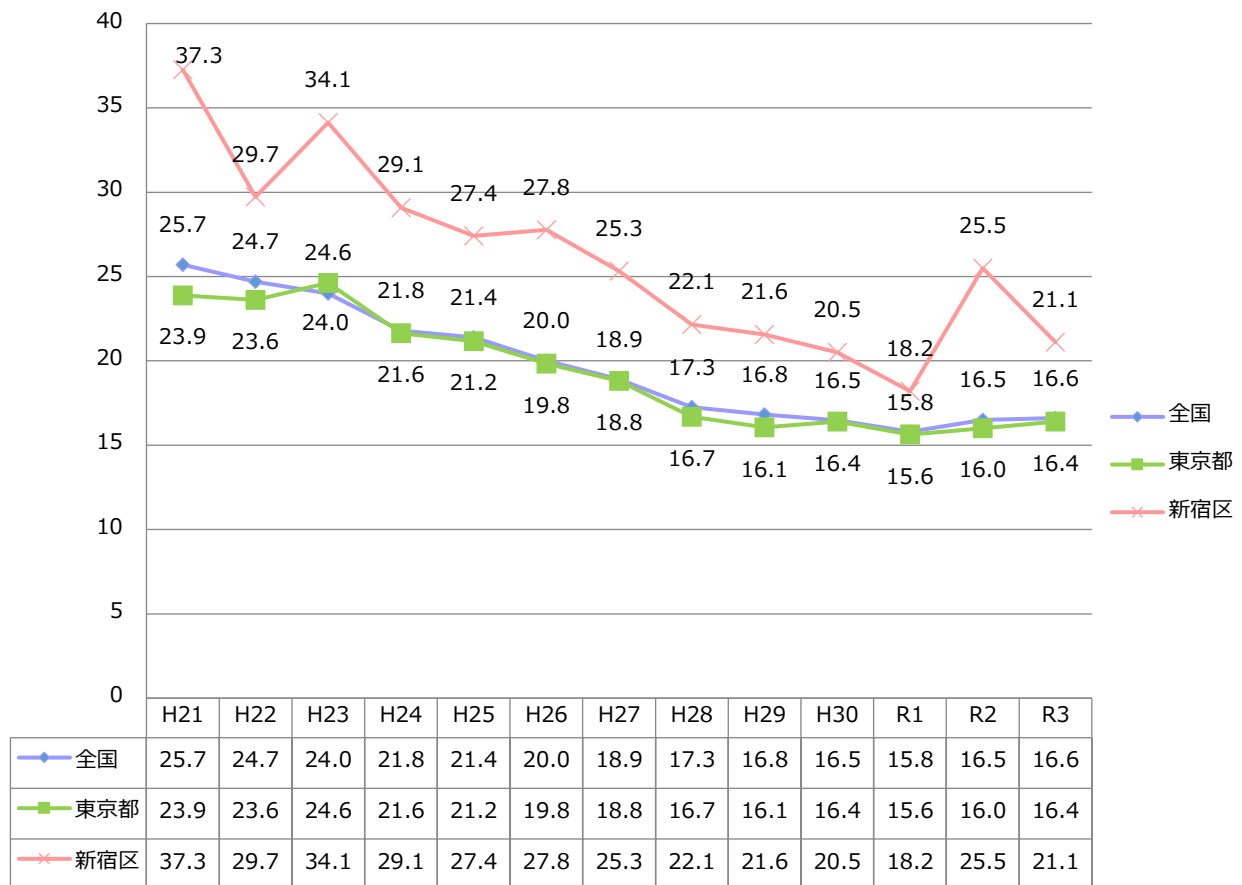
**自殺死亡率は、全国や東京都と比べて高い水準が続いています。**

全国の自殺死亡率は、平成21(2009)年の25.7以降減少傾向にあり、令和元(2019)年には15.8まで減少しました。令和2(2020)年は16.5と増加に転じ、令和3(2021)年においても16.6と増加しています。東京都も全国に近い値で推移しています。

一方で、新宿区の自殺死亡率は、平成21(2009)年の37.3に対し、令和元(2019)年は18.2と減少傾向にありましたが、令和2(2020)年に25.5と急激に上昇しました。令和3(2021)年は21.1と、令和2(2020)年と比べ減少したものの、全国や東京都と比べて高い水準となっています。(図3)

図3 自殺死亡率の推移 総数

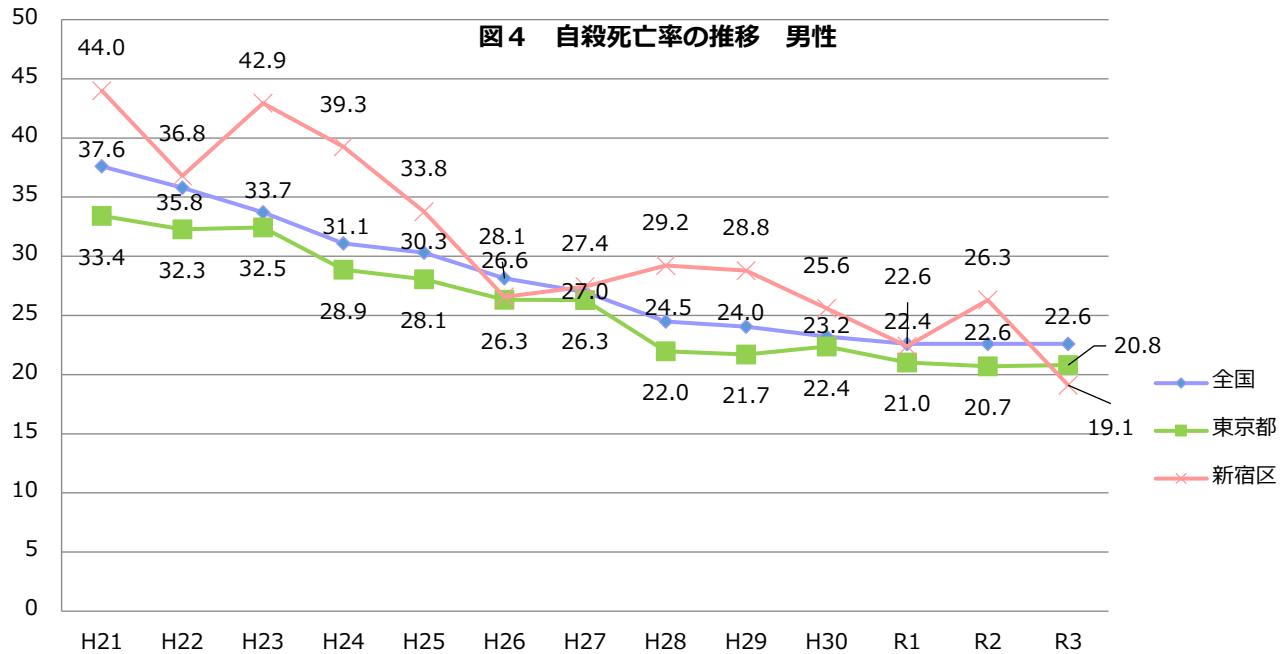
(人口10万対)



資料：警察庁「自殺統計」より作成

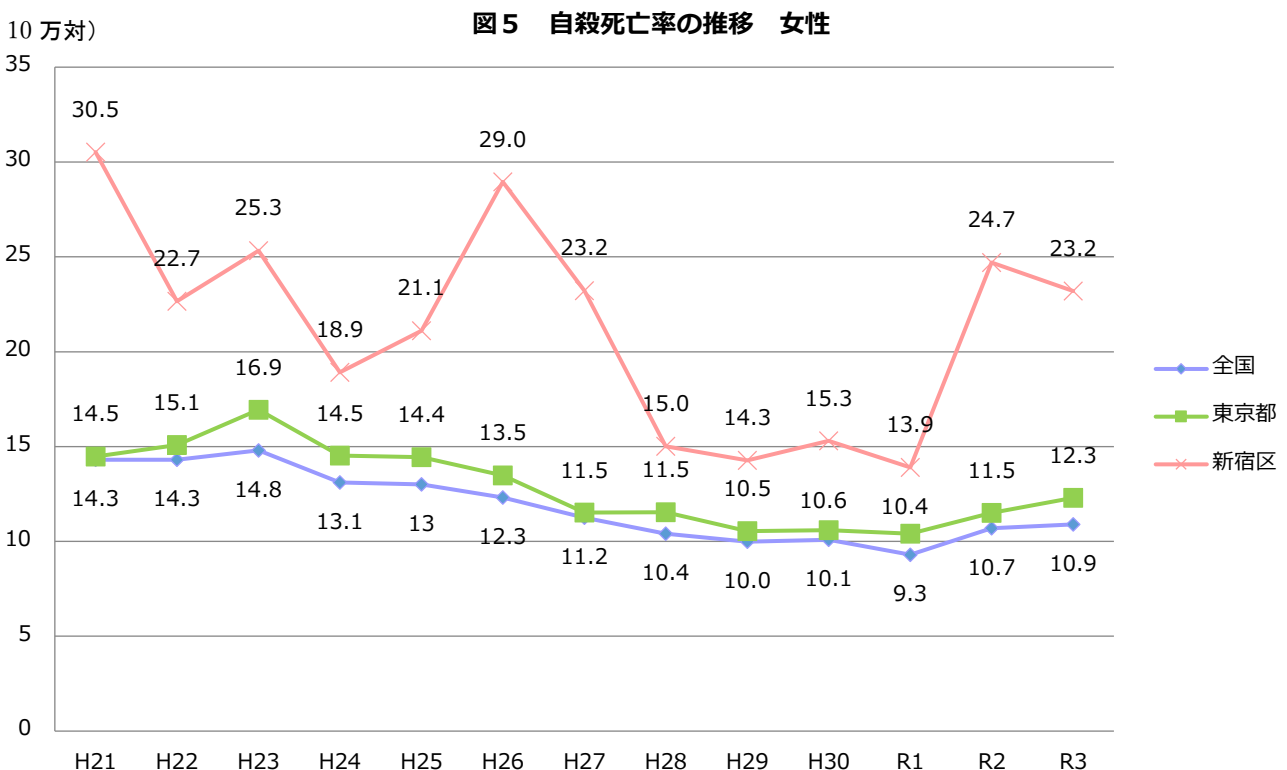
自殺死亡率を男女別にみると、男性は平成 21（2009）年の 44.0 と比べ、令和 3（2021）年は 19.1 と減少し、全国、東京都と比べて低い水準となっています。女性は平成 21（2009）年の 30.5 と比べ、令和 3（2021）年は 23.2 と減少したものの、依然として全国、東京都と比べて高い数値となっています。（図 4、図 5）

（人口 10 万対）



資料：警察庁「自殺統計」より作成

（人口 10 万対）



資料：警察庁「自殺統計」より作成

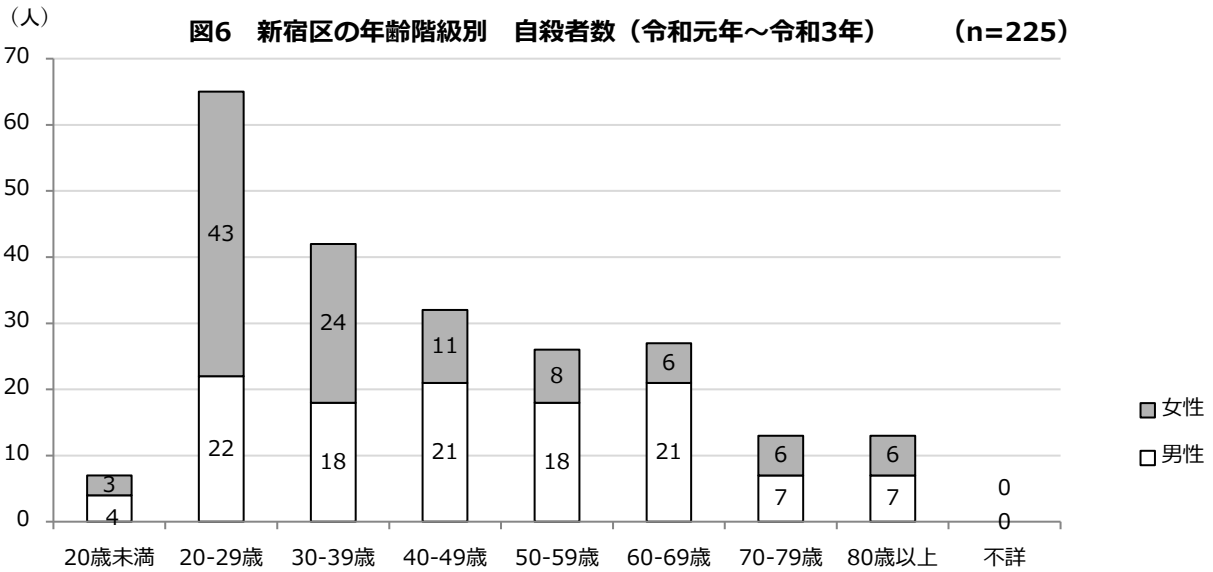
(4) 警察庁の自殺統計に基づく自殺の状況（性別・年齢階級別等）

① 令和元（2019）年～令和3（2021）年の年齢階級別自殺者数

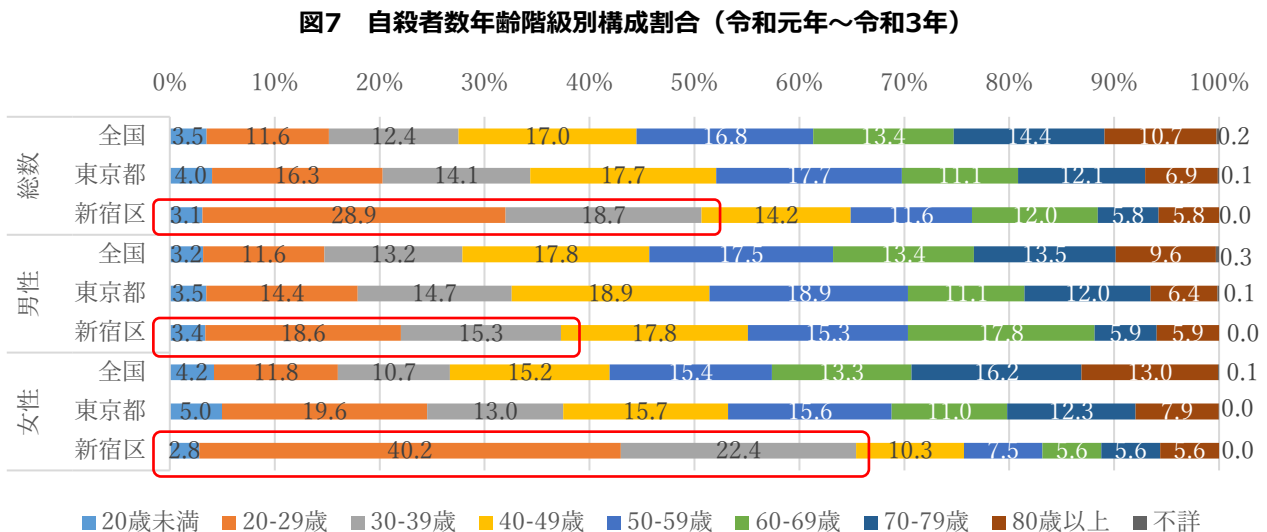
自殺者数は、20歳代が一番多く、39歳以下が全体の約5割を占めます。

令和元（2019）年～令和3（2021）年の新宿区における自殺者数を年齢階級別にみると、20歳代が一番多く、次いで30歳代、40歳代と続いています。（図6）

また、年齢階級別構成割合をみると、39歳以下の割合が総数・男性・女性ともに全国、東京都と比べて高くなっています。（図7）



資料：警察庁「自殺統計」より作成



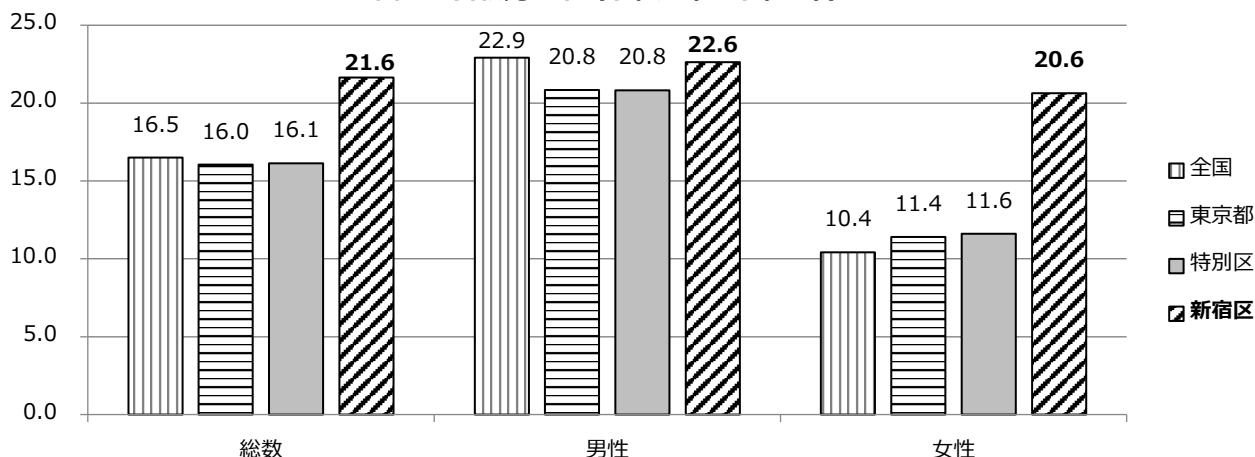
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

## ② 令和元（2019）年～令和3（2021）年の性別自殺死亡率

自殺死亡率は、全国や東京都に比べて女性が高い傾向にあります。

新宿区における令和元（2019）年～令和3（2021）年の自殺死亡率は、総数 21.6、男性 22.6、女性 20.6 と、全国、東京都、特別区と比べて女性の自殺死亡率が高くなっています。（図8）

図8 自殺死亡率（令和元年～令和3年）



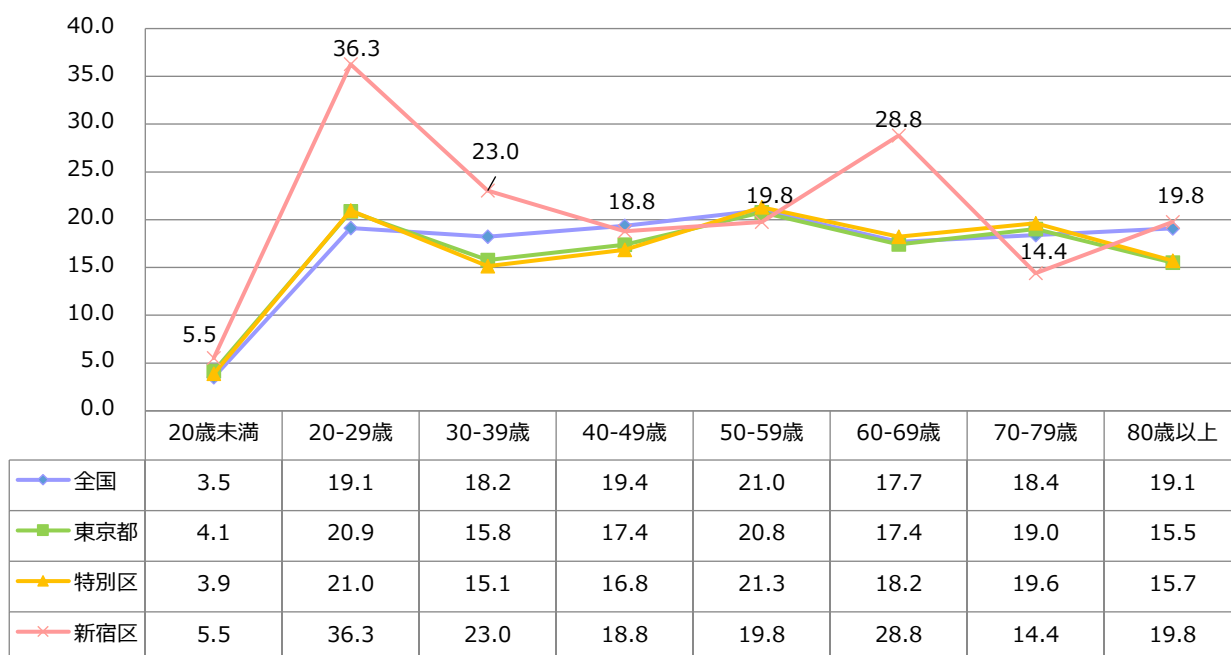
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

## ③ 令和元（2019）年～令和3（2021）年の年齢階級別自殺死亡率（男女計）

自殺死亡率は20歳代、60歳代の順に高く、20歳代は全国の約1.9倍です。

新宿区における令和元（2019）年～令和3（2021）年の自殺死亡率を年齢階級別にみると、20歳代が36.3と一番高く、次いで60歳代と続いています。（図9）

図9 年齢階級別の自殺死亡率 総数（令和元年～令和3年）



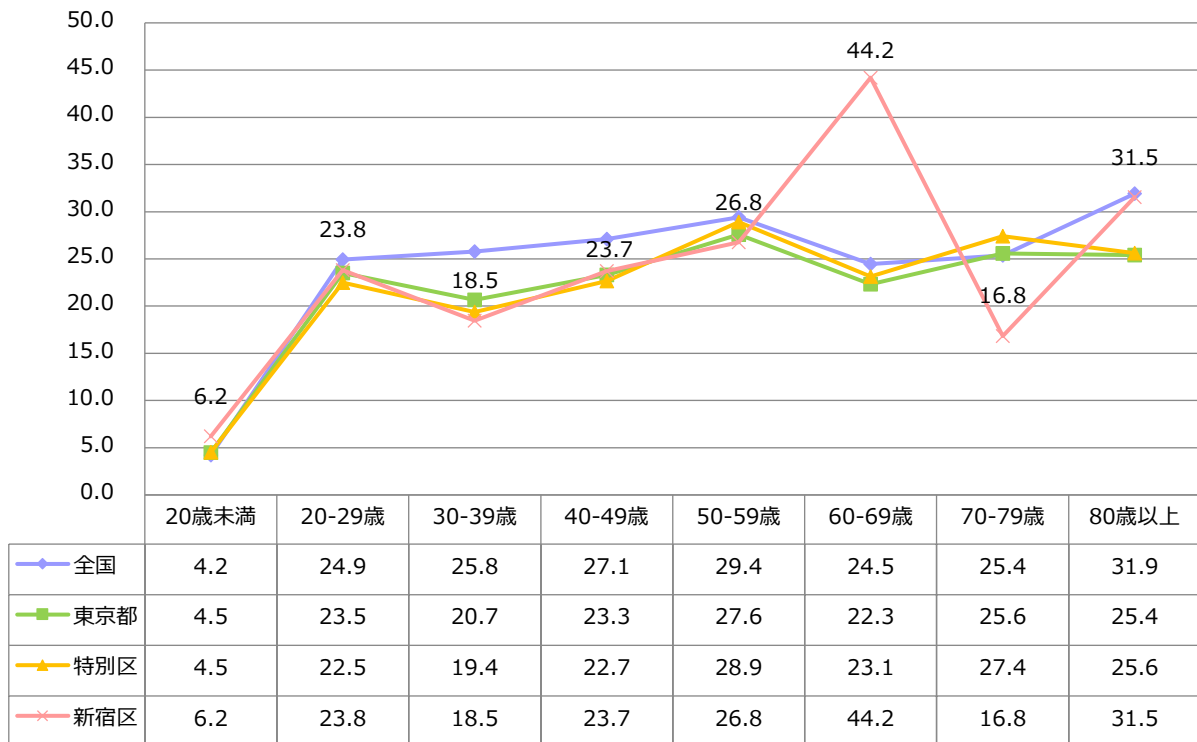
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

④ 令和元（2019）年～令和3（2021）年の年齢階級別自殺死亡率（男性）

男性の自殺死亡率は、60歳代、80歳以上の順に高く、他の年代は全国、東京都、特別区とおおむね同程度の水準です。

新宿区における令和元（2019）年～令和3（2021）年の男性の自殺死亡率を年齢階級別にみると、60歳代が44.2と一番高く、次いで80歳以上が31.5、50歳代が26.8と続いています。（図10）

図10 年齢階級別の自殺死亡率 男性（令和元年～令和3年）



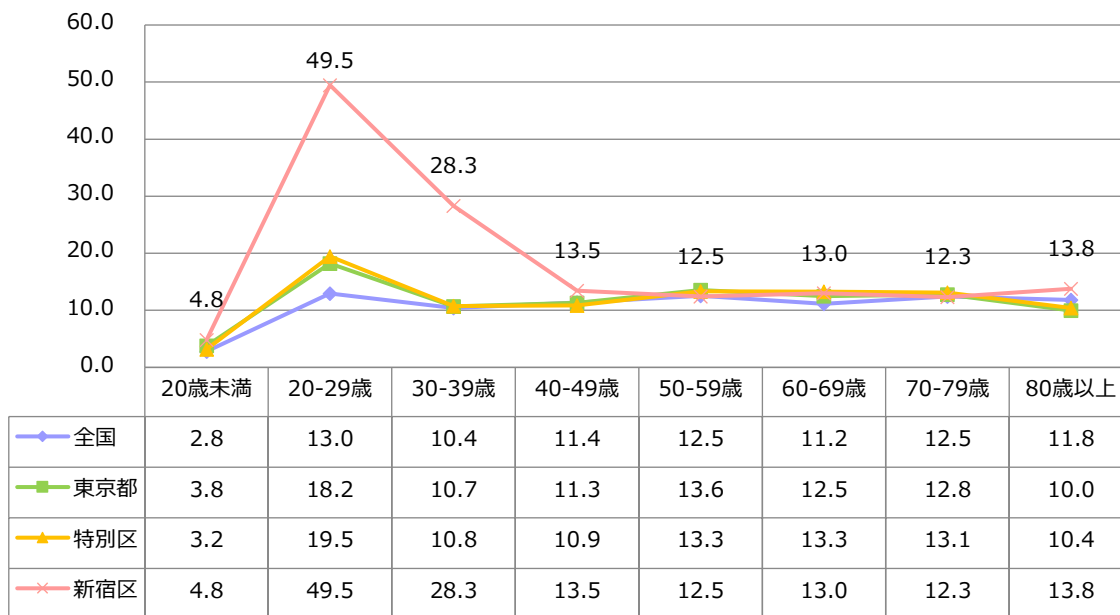
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

⑤ 令和元（2019）年～令和3（2021）年の年齢階級別自殺死亡率（女性）

女性の自殺死亡率は、20歳代、30歳代の順に高く、他の年代は全国、東京都、特別区とおおむね同程度の水準です。

新宿区における令和元（2019）年～令和3（2021）年の女性の自殺死亡率を年齢階級別にみると、20歳代が49.5と一番高く、次いで30歳代が28.3と続いています。（図11）

図11 年齢階級別の自殺死亡率 女性（令和元年～令和3年）



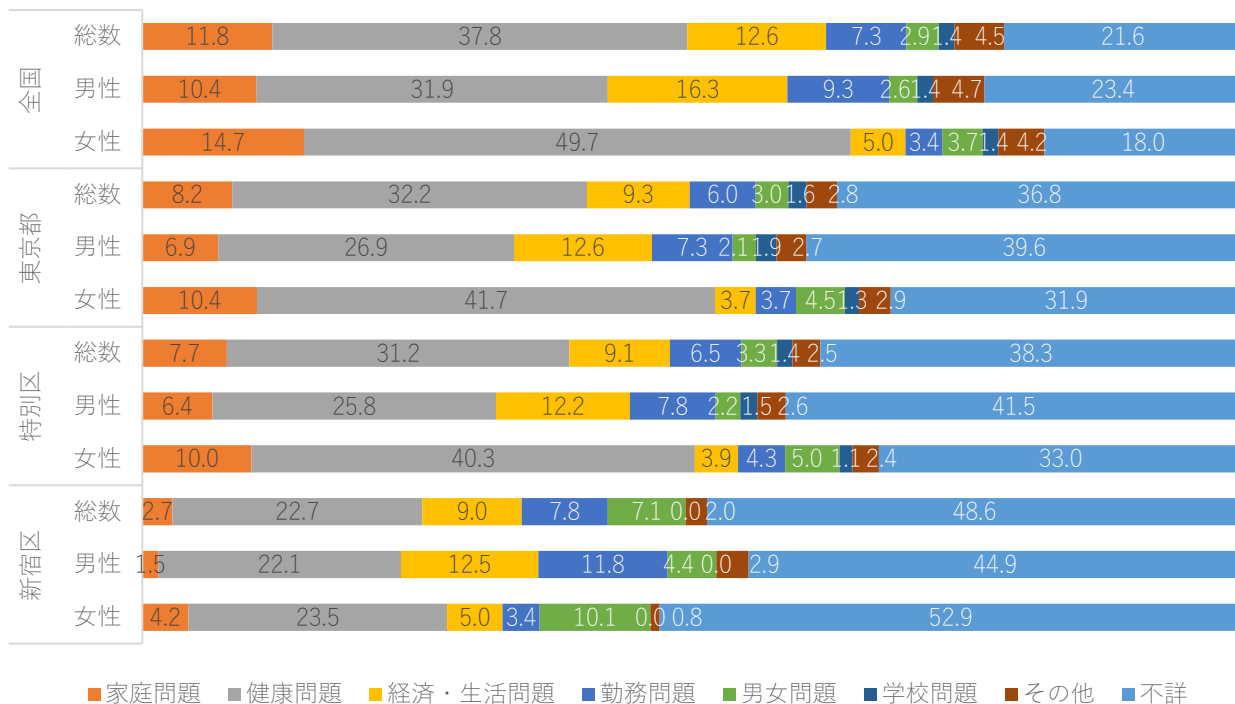
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

⑥ 令和元（2019）年～令和3（2021）年の自殺者の原因・動機別割合

自殺者の原因・動機別の割合は、「健康問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」の順に高くなっています。\*不詳を除く

新宿区における令和元（2019）年～令和3（2021）年の自殺者の原因・動機別割合は、「健康問題」が22.7%、「経済・生活問題」が9.0%、「勤務問題」が7.8%となっています。（図12）

図12 自殺者の原因・動機別割合（令和元年～令和3年）



資料：警察庁「自殺統計」より作成

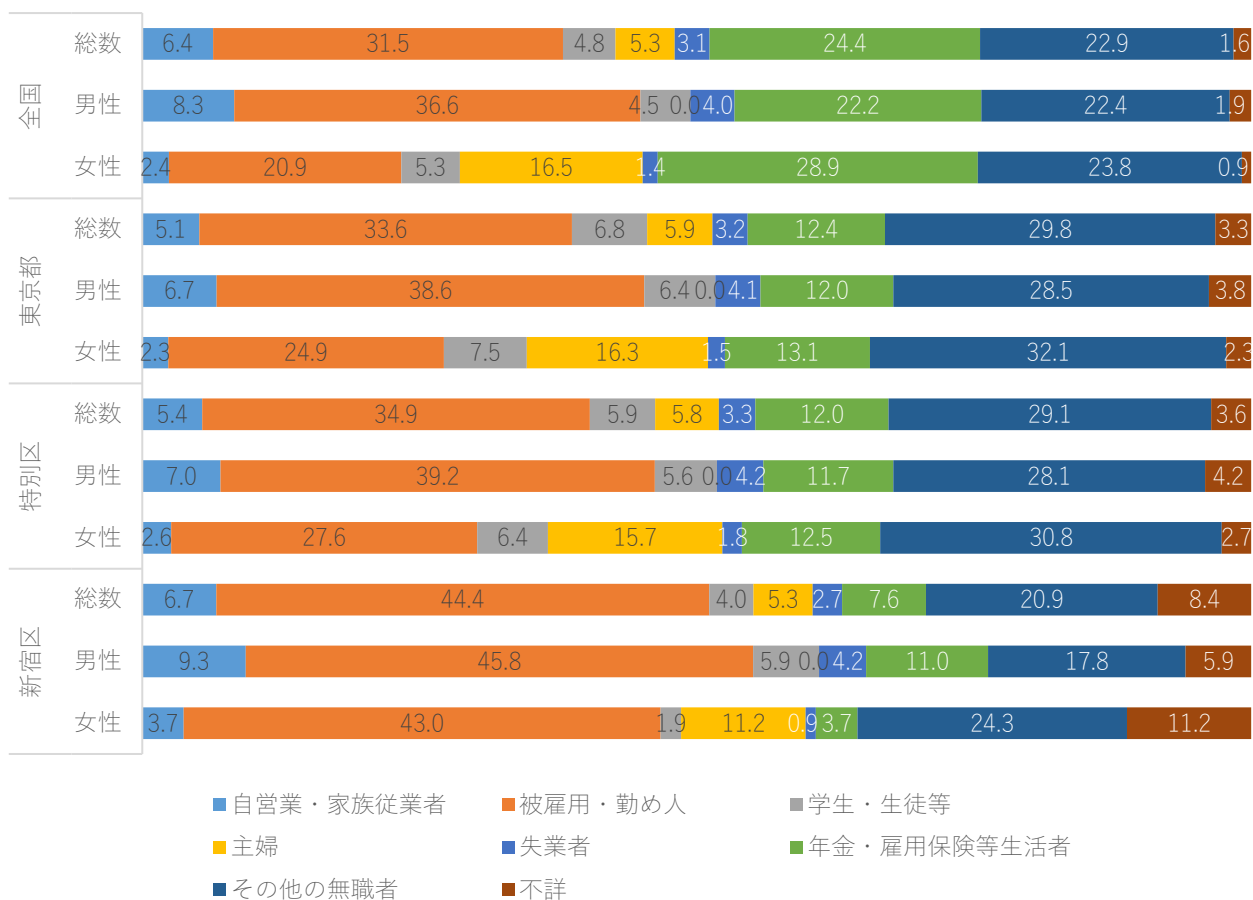
「健康問題」の内訳は、身体の病気や身体障害等の身体の悩みに関するものが約2割、うつ病や統合失調症等のこころの悩みに関するものが約8割となっています。

⑦ 令和元（2019）年～令和3（2021）年の職業別自殺死亡率

職業別自殺死亡率は、男性、女性ともに被雇用・勤め人が4割半ばと、一番多くなっています。

新宿区における令和元（2019）年～令和3（2021）年の職業別自殺死亡率は、男性は被雇用・勤め人が45.8%、その他の無職者が17.8%、年金・雇用保険等生活者が11.0%、女性は被雇用・勤め人が43.0%、その他の無職者が24.3%、主婦が11.2%となっています。（図13）

図13 職業別自殺死亡率（令和元年～令和3年）



資料：警察庁「自殺統計」より作成



(5) 厚生労働省の人口動態統計に基づく平成 28 (2016) 年～令和 2 (2020) 年の年代別の主な死亡原因

過去 5 年間の年代別の主な死亡原因は、19 歳以下・20 歳代・30 歳代で「自殺」が第 1 位となっています。

新宿区における平成 28 (2016) 年～令和 2 (2020) 年の年代別死亡原因を見ると、19 歳以下・20 歳代・30 歳代の若年層で「自殺」が第 1 位となっています。(表 1)

表 1 年代別の主な死亡原因(平成28年～令和2年)(※)

年代	1位 (死亡者数)	2位 (死亡者数)	3位 (死亡者数)	死亡者総数
19歳以下	自殺／その他の症状等で他に分類されないもの (7)	その他の神経系疾患 (5)	不慮の事故／周産期に特異な呼吸障害・心血管障害 (4)	45
20歳代	自殺 (51)	不慮の事故 (6)	その他の症状等で他に分類されないもの (5)	84
30歳代	自殺 (54)	悪性新生物 (19)	その他の症状等で他に分類されないもの (16)	123
40歳代	悪性新生物 (97)	自殺 (53)	脳血管疾患 (37)	324
50歳代	悪性新生物 (227)	心疾患 (78)	その他の症状等で他に分類されないもの (50)	610
60歳代	悪性新生物 (660)	心疾患 (149)	その他の症状等で他に分類されないもの (84)	1,368
70歳代	悪性新生物 (1,159)	心疾患 (378)	脳血管疾患 (163)	2,742
80歳以上	悪性新生物 (1,745)	心疾患 (1,397)	老衰 (980)	8,046

(※)本表の作成については、死亡原因に関するデータが「自殺統計」(警察庁)に無いため、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータを使用した。

資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

## 2 自殺対策に関する調査結果（新宿区健康づくりに関する調査より）

新宿区では、「新宿区健康づくり行動計画」の策定に当たり、令和4（2022）年度に、区民5,000人を対象とした「新宿区健康づくりに関する調査」を実施しました。

その調査結果で、自殺対策に関連する内容は以下のとおりです。

※クロス分析の図表では、分析の軸（=表側。性別や年齢等の基本属性や、設問の回答状況）に無回答を表示してないため、合計がnと一致しない場合があります。

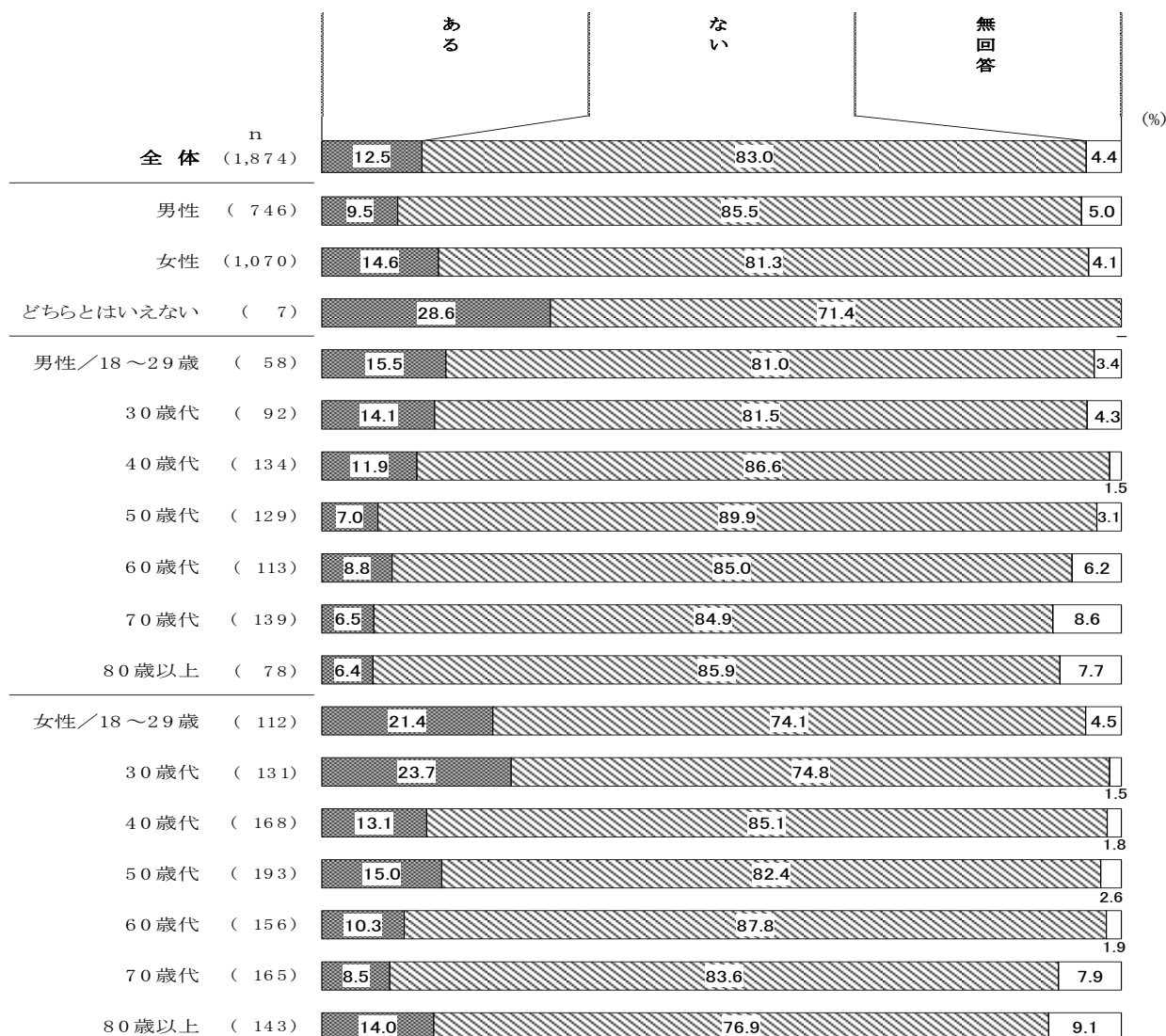
また、基本属性でnが少ないもの（25人未満を目安）は、誤差が大きくなるため、分析の対象から除いています。

### (1) この1年間で死にたいと考えたことの有無

この1年間で死にたいと考えたことが「ある」は、12.5%となっています。

この1年間で死にたいと考えたことの有無では、「ある」が12.5%と、平成28(2016)年度に実施した前回調査の11.1%とおおむね同様の結果となっています。性/年齢別でみると、「ある」は、男性では18～29歳が15.5%と最も高くなっています。女性では30歳代が23.7%と最も高く、18～29歳でも21.4%となっています。（図14）

図14 この1年間で死にたいと考えたことの有無



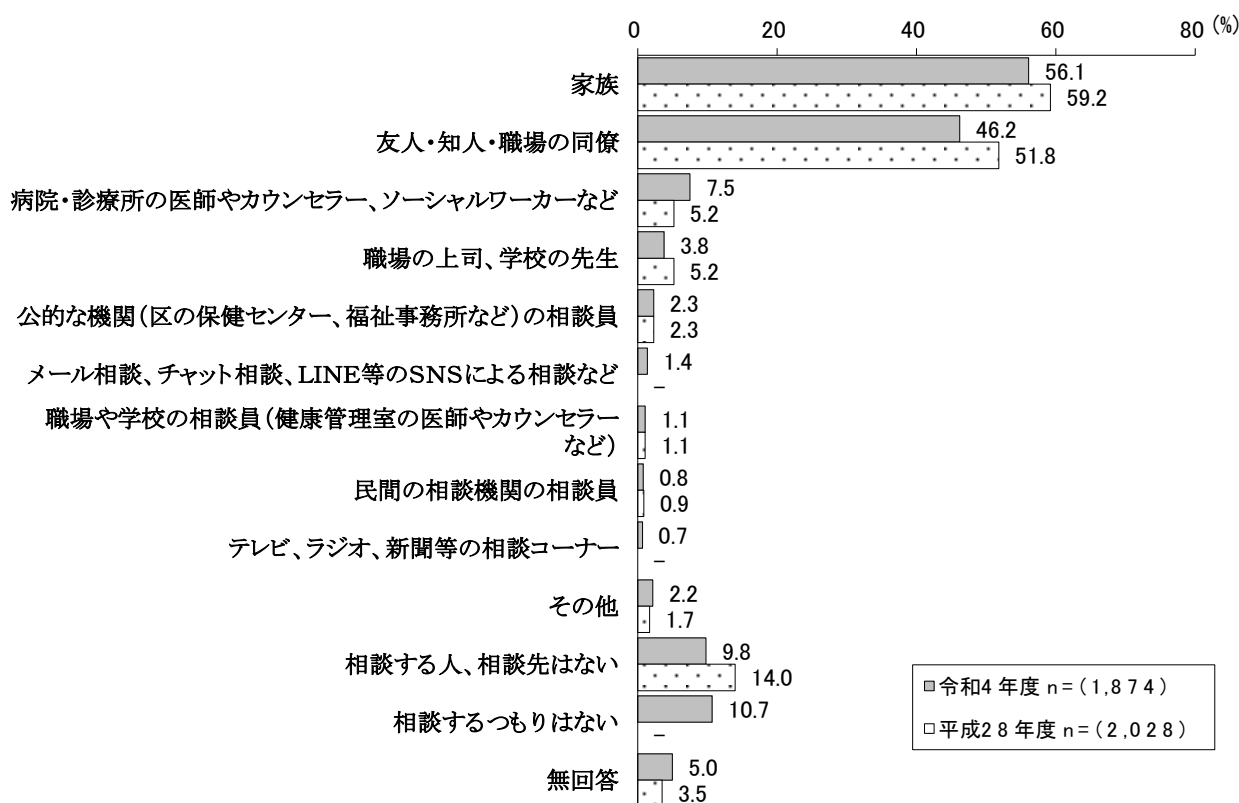
(2) 悩みやストレスを抱えた場合の相談先

「家族」が56.1%、「友人・知人・職場の同僚」が46.2%となっています。

悩みやストレスを抱えた場合の相談先は、「家族」(56.1%)と「友人・知人・職場の同僚」(46.2%)が前回調査と変わらず上位2項目となっています。また、令和4年度新設項目である「相談するつもりはない」は10.7%となっています。(図15)

この1年間で死にたいと考えたことの有無別では、「ある」は、「相談する人、相談先はない」が22.1%と、「ない」と比べ高くなっています。(図16)

図15 悩みやストレスを抱えた場合の相談先



※「メール相談、チャット相談、LINE等のSNSによる相談など」「テレビ、ラジオ、新聞等の相談コーナー」「相談するつもりはない」は令和4年度の新設項目

図16 悩みやストレスを抱えた場合の相談先〔この1年間で死にたいと考えたことの有無別〕

単位: %

調査数	家族	友人・知人・職場の同僚	なせ病 ら院 どラ ン・ 診 療 所 の 医 師 や カ ウ ン セ ラ ー	職 場 の 上 司 、 学 校 の 先 生	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	談 員 、 公 的 な 機 関 ( 区 の 保 健 セ ン タ ー 、 福 祉 事 務 所 な ど ) の 相 談 員	無 回 答
全 体	1,874	56.1	46.2	7.5	3.8	2.3	1.4	1.1	0.8	0.7	2.2	9.8	10.7	5.0	
ある	235	40.0	40.4	7.2	2.6	3.8	2.1	1.7	2.1	-	2.6	22.1	17.9	0.9	
ない	1,556	60.9	49.2	7.8	4.2	2.1	1.3	1.0	0.6	0.8	2.2	8.2	10.1	1.7	

## 新宿区における自殺の現状（主なポイント）

### ① 全国や東京都と比べ、自殺死亡率が高い。

自殺死亡率は、全国や東京都と比べて高い水準が続いています。

### ② 若年層や女性の自殺死亡率が高い。

過去3年間の年齢階級別の自殺者数は、20歳代が一番多く、39歳以下が自殺者全体の約5割を占めています。女性の自殺死亡率は、20歳代、30歳代が全国や東京都と比べて高くなっています。また、19歳以下・20歳代・30歳代の死亡原因は、「自殺」が第1位となっています。

### ③ 自殺の要因で「経済・生活問題」を理由とする自殺者数は、「健康問題」の次に多い。

過去3年間の自殺者（225人）の原因・動機別割合は、「健康問題」を理由とする自殺が22.7%と1番高く、次いで「経済・生活問題」が9%と高い要因となっています。

### ④ 過去3年間の自殺者数のうち、60歳以上は約24%となっている。

過去3年間の自殺者（225人）のうち、60歳以上の自殺者数は53人で、全体の約24%となっています。



#### 【主な課題】

- 若年層を中心に、区民一人ひとりが自殺やこころの健康などについて正しい知識を持つとともに、特に生きづらさを抱えた若年層や女性への支援を強化していくことが必要です。
- 複数の問題を抱える生活困窮者の中には、自殺リスクを抱えている人もいるため、様々な支援を包括的に行うことが必要です。
- 高齢者は、介護問題や孤立化、生活困窮等の複数の問題により自殺のリスクが高まる恐れもあるため、相談につながっていない高齢者を早期に発見し支援につなげる必要があります。

## 第3章 新宿区における自殺対策への取組

新宿区では、自殺の現状分析から得られた課題に対応するため、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」を参考として、すべての区市町村が共通して取り組むべきものとされている「基本施策」と、新宿区の自殺の実態を踏まえた「重点施策」にまとめ、総合的に自殺対策への取組を進めていきます。

また、社会情勢の変化や心情の変化への取組についても検討していきます。

### コラム

#### 社会情勢の変化や心情の変化による影響

##### (1) 影響

日本の自殺者数は、平成22年以降10年連続で減少し、3万人台から2万人台に減少したものの、依然として日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあります。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に、女性や若者の自殺者が増え、総数は11年ぶりに前年を上回りました。

新宿区においても、新型コロナウイルス感染症の影響で、女性や若者の自殺者が増加していると推測されます。

厚生労働省が令和3年8月に実施した自殺対策に関する意識調査によると、新型コロナウイルス感染症流行以降で、心情や考えに変化があったもののうち、最も強く感じたものを聞いたところ、「不安を強く感じるようになった」、「感染症対策を過剰に意識するようになり、ストレスを感じた」との回答が多く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化することによる心情などへの影響が見られました。

また、同調査によると、自殺を扱った報道についてどのように感じるか聞いたところ、「自殺の原因を探るために遺族などにしつこく取材しているのが不快に感じた」、「なんとなく気分が落ち込んだ」、「自殺報道を受けて自殺する人が増えるのではないかと不安に感じた」との回答が多く、自殺を扱った報道による心情などへの影響が見られました。

##### (2) 取組の方向性

このような心情の変化などから、個人の悩みは複雑化・多様化していると考えられます。そのため、悩みごとの相談窓口において、きめ細かな対応を行う必要があります。

新宿区では、日常的に医療・介護・生活支援等の様々な相談を受ける区職員等が、自殺に関する言動がある人への対応の際に、きめ細かな対応を行えるよう相談体制の強化を検討していきます。

また、自殺を扱った報道による心情の変化への対応として、著名人の自殺報道後に、区職員等に窓口対応時における自殺防止対策等を改めて周知するなどの取組を検討していきます。

## 1 主な事業の体系

### 1 基本施策（すべての区市町村が共通して取り組むべきもの）

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

- ① 「新宿区自殺対策推進会議」の運営
- ② 「新宿区自殺総合対策会議」の運営
- ③ 「若者・女性支援検討部会」の運営
- ④ 新宿区いのちのネットワーク
- ⑤ 働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会
- ⑥ 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク

#### (2) 区民への啓発と周知

- ① 相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知
- ② 若者向けイベントにおける啓発・周知
- ③ 中央図書館における啓発
- ④ メディアを通じた普及・啓発
- ⑤ こころの健康づくり

#### (3) 様々な問題や悩みに応える相談体制の充実

- ① 子どもと家庭の総合相談
- ② 高齢者とその介護者のための相談
- ③ 障害者のための相談
- ④ 生活困窮者の自立支援の推進
- ⑤ 多重債務特別相談
- ⑥ パートナーからの暴力に関する相談
- ⑦ 悩みごと相談室
- ⑧ 保健センターにおける健康相談
- ⑨ 在宅療養・がん療養に関する相談

#### (4) 自殺対策を支える人材育成

- ① ゲートキーパー養成研修（区職員向け）
- ② ゲートキーパー養成講座（区民向け）
- ③ 自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修
- ④ 自殺対応の専門家による職員向け支援
- ⑤ 新宿区自殺防止対策相談窓口対応ハンドブックの作成・配布

#### (5) 自殺未遂者や遺された人への支援

- ① 自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修
- ② 遺族者支援用リーフレットの作成・配布

## 2 重点施策（新宿区の自殺の実態を踏まえた取組）

### (1) 若年層への支援の強化

- ① 相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）事業
- ② ハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業
- ③ 「若者・女性支援検討部会」の運営
- ④ 自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修
- ⑤ 相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知
- ⑥ 若者向けイベントにおける啓発・周知
- ⑦ こころの健康に関する普及啓発パンフレット・リーフレットの作成・配布（10歳代向け）
- ⑧ 出産・子育て応援事業
- ⑨ 親と子の相談室
- ⑩ 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

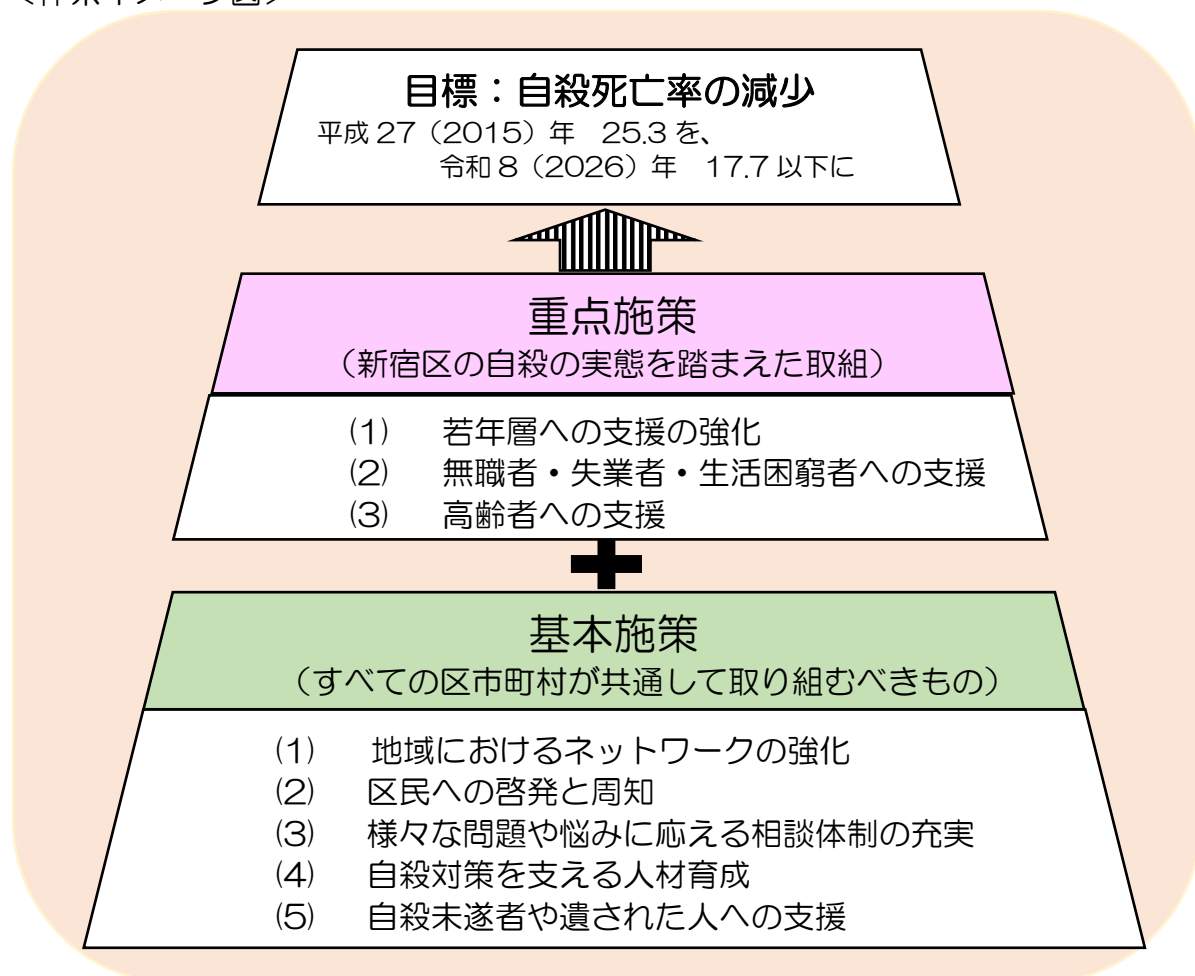
### (2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援

- ① 生活困窮者の自立支援の推進

### (3) 高齢者への支援

- ① 高齢者とその介護者のための相談
- ② 高齢者総合相談センターの機能の充実

<体系イメージ図>



## コラム

### ウェルテル効果への対応

我が国における令和2年の下半期は、相次いだ著名人の自殺報道から影響を受けたとみられる自殺の増加が特徴の一つであったと考えられています。自殺報道後に自殺が増える現象は、過去にも国内外で認められており、「ウェルテル効果」と呼ばれています。

自殺報道前2週間と報道後2週間の自殺者数を比較してみると、男性俳優の自殺報道前後においては、自殺者の総数が715人から925人に210人増加（29.4%）、女性俳優の自殺報道前後においては、自殺者の総数が813人から1,079人に266人増加（32.7%）しています。

こうした状況を踏まえ、著名人の自殺報道があった際には、区職員等に「新宿区自殺防止対策相談窓口対応ハンドブック」等を改めて周知するなどの取組を行ってまいります。

#### 報道後2週間と報道前2週間との自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より自殺対策推進センター作成

出典：令和3年版自殺対策白書（厚生労働省）



## 2 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

区をあげて自殺対策を推進するため、庁内及び関係機関との連携及びネットワークの強化を図っていきます。

また、様々な事業目的に応じて地域に展開しているネットワーク等を活用し、自殺対策に資する取組が進められるよう、連携強化に努めていきます。

#### 【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
「新宿区自殺対策推進会議」の運営	区長を会長とし、関係部長等を構成員とする庁内の会議体として「新宿区自殺対策推進会議」を設置・運営し、自殺対策計画の策定や、庁内全体の連携及び総合的な自殺対策の推進について協議します。（健康政策課）
「新宿区自殺総合対策会議」の運営	区内の相談体制の強化及びネットワークの構築を目的に、学識経験者、医療・福祉等の関係機関、若者支援団体等の委員で構成し、情報共有や施策に係る検討等を行います。（健康政策課）
【新規】「若者・女性支援検討部会」の運営	「新宿区自殺総合対策会議」の部会として、若者・女性への支援を目的に、学識経験者、若者・女性支援団体等の委員で構成し、情報共有や施策に係る検討等を行います。（健康政策課）
新宿区いのちのネットワーク	経済的困窮や社会的孤立などのため支援を必要とする方の情報を的確に把握し、迅速かつ適切に必要な支援につなげることができるよう、庁内及び関係団体間のネットワークを構築・運営します。（地域福祉課）
働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会	就労支援、医療、行政等の関係機関同士がネットワークを強化することで、ストレスに対処できる環境をつくります。今後は、連絡会において関係機関とのネットワーク構築方法の新たなあり方を検討します。（保健予防課）
新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、就労支援等の、子どもと家庭・若者支援関係機関のより効果的な連携を図るために設置・運営しています。（子ども家庭支援課）

### (2) 区民への啓発と周知

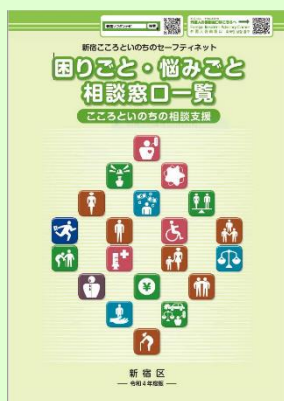
区民に対して、様々な媒体を活用して、相談機関や相談窓口の周知を図るとともに、「若者のつどい」などのイベントの機会を捉えて、自殺対策の周知を行います。

また、毎年 9 月と 3 月の自殺対策強化月間には、広報媒体や図書館等との連携により、自殺対策の周知・啓発活動を行っていきます。

【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知	自殺予防対策として、健康・経済・家庭問題や性的マイノリティに関することなど、悩みを抱えた区民が早期に相談窓口につながるよう、相談先を掲載した冊子等を作成・配布するとともに、庁内関係部署が主催するイベント等で相談窓口の周知を図ります。（健康政策課）
若者向けイベントにおける啓発・周知	若者向け相談窓口周知用チラシを作成し、「若者のつどい」や「はたちのつどい」など、若者を対象としたイベントにおいて配布し、相談窓口の周知を図ります。（健康政策課）
中央図書館における啓発	自殺対策強化月間（9月・3月）の9月に合わせて、中央図書館に自殺対策や自殺予防に資する展示スペースを設置し、関連書籍の紹介を行います。また、各区立図書館においても関連資料の収集を行います。（健康政策課、中央図書館）
メディアを通じた普及・啓発	自殺対策強化月間（9月・3月）など適切な時期に、自殺対策に関する情報を、区ホームページ、広報新宿、ツイッターなど、様々なメディアを活用して発信します。（健康政策課、区政情報課）
こころの健康づくり	ライフステージに応じたストレスマネジメント講座や、睡眠、うつ予防、依存症予防等に関する精神保健講演会を開催し、こころの健康についての啓発活動を進めます。また、関係機関等とのネットワークを強化することで、こころの病気やストレスに対処できる環境づくりを推進していきます。（保健予防課、保健センター）

【新宿区で作成している配布物】



### (3) 様々な問題や悩みに応える相談体制の充実

自殺の要因は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など多岐にわたるとともに、個人の考え方や感じ方などが複雑に関係しています。新宿区では様々な問題や悩みに対応する相談窓口を設置し、個々の相談者の気持ちに寄り添いつつ、早期に適切な対応が図れるよう努めています。

また、相談窓口等の周知についても、あらゆる機会を捉え、様々な手法で関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

#### 【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
子どもと家庭の総合相談	子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターでは、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつないでいきます。また、子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。 (子ども家庭支援課)
高齢者とその介護者のための相談	区内11か所の高齢者総合相談センターで、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の資格を持った職員が連携しながら相談業務等を実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしを継続できるよう支援していきます。(高齢者支援課)
障害者のための相談	障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して生活ができるよう、障害者の地域生活を支えるための拠点として「区立障害者福祉センター（身体）」、「区立障害者生活支援センター（精神）」及び「シャロームみなみ風（知的）」で土・日曜日も含め、相談支援を実施します。(障害者福祉課)
生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を設置し、自立相談支援事業、居住確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。 (生活福祉課)
多重債務特別相談	深刻化する多重債務問題を総合的に解決するため、月1回、弁護士、生活支援相談員、消費生活相談員等による総合的な多重債務特別相談を行います。(消費生活就労支援課)

事業名	事業概要（担当課）
パートナーからの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者からの相談や証明書の発行、保護命令の申し立ての支援など、被害者の保護及び自立に向けた様々な支援を行います。（男女共同参画課）
悩みごと相談室	様々な悩みごとを、問題解決に向けて相談員と一緒に考えます。また、区・都の関係機関、警察、各種団体等で構成される女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、関係機関との連携を強化します。（男女共同参画課）
保健センターにおける健康相談	乳幼児から高齢者まですべての区民を対象に、健康な地域づくりを目指して、病気や障害の有無に関わらず自分にあった健康生活を維持・増進できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士等が生活の中の健康問題に対する相談及び支援を行います。（保健センター）
在宅療養・がん療養に関する相談	「在宅医療相談窓口」では、区民が安心して在宅療養できるよう、医療を中心とした様々な相談に対応します。また、「がん療養相談窓口」では、がん療養に関する相談を受け、必要な調整や情報提供を行います。（健康政策課）

## コラム

### 精神疾患を有する区民の方について

令和2年、3年の自殺者の傾向をみてみますと、自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳の申請、死亡小票における疾患名の記載によって、区の自殺者数全体の約22%が精神疾患を有することがわかりました。一方で、その背後には、自立支援医療を使用せずに精神科通院していた方、まだ医療につながっていなかったけれども、何らかの精神疾患を有していた方が、多数いるとも考えられます。

保健センターでは、自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳の申請時、保健師等との面接を実施しています。ハイリスク者へのアプローチが可能な機会と捉え、本人や家族の悩みごと、困りごとに焦点を当てながら、他の職種や関係機関との連携が必要かどうか見極めつつ、支援しています。

そして、先入観や偏見を持たれずにこころの相談ができる場所として、保健センターを知っていただくと同時に、相談しやすくなる工夫もしていきます。

#### (4) 自殺対策を支える人材育成

自殺対策を推進するうえで、人材の育成は、取組の基礎となる重要なものです。新宿区では、職員研修の一環として、ゲートキーパー養成研修を平成 19（2007）年度から実施しており、受講者数（区職員、区民）は令和 3 年度末現在で延べ 3,484 人となりました。

今後も関係機関と連携・協力し、区民等を対象としたゲートキーパー養成講座等を行うことで、「身近な支え手」を増やすとともに、支え手を支援するための研修などを行うことで、支え手に対する取組も進めていきます。

#### 【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
ゲートキーパー養成研修 （区職員向け）	自殺のリスクを抱えた区民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える職員を育成するために、任用前研修、主任昇任時に、ゲートキーパー養成研修を実施し、自殺対策やゲートキーパーに関して正しく学ぶ機会とします。（健康政策課）
ゲートキーパー養成講座 （区民向け）	身近な地域で支え手となる区民を養成することで、誰もが自然にゲートキーパーとしての役割が取れるようなつながりのある地域づくりを目指します。（健康政策課）
自殺対策に関わる保健師等の 専門職員向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、養護教諭、臨床心理士等、自殺リスクのある若者等に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。（健康政策課）
【新規】自殺対応の専門家による職員向け支援	日常的に医療・介護・生活支援等の様々な相談を受ける区職員等が、「死にたい」や自傷・自殺に関する言動がある人への対応に困った際に、自殺対応の専門家がリスク評価や対応について支援を実施することで、相談体制の強化を図ります。（健康政策課）
新宿区自殺防止対策相談窓口 対応ハンドブックの作成・配布	区民に対し、職員一人ひとりがゲートキーパーとなり丁寧に困りごとや悩みごとの解決に向けて対応していくために、関係各課及び関係機関のより良い連携を目指して作成・配布します。（健康政策課）

### さまざまな場所での出会い

令和2年、3年の自殺者の傾向をみてみますと、自殺者のうち、約30%の方が、家族も含めると約33%の方が、保健センター、福祉関連機関等といった区の機関と何らかの関わりがあったことがわかりました。

自殺者やその家族が関わりのあった区の職員は、その多くが、保健センター、生活福祉課、介護保険課、高齢者支援課、障害者福祉課、子ども家庭支援課などの相談業務に携わる職員でした。自殺のリスクを抱えた方と接する機会の多い職員（ゲートキーパー）の対応力をあげ、支えていく仕組みが大切です。令和5年度から、「自殺対応の専門家による職員向け支援」を新たに実施し、自殺対応の専門家から、リスク評価や対応についてのサポートを受けられるようにしていきます。

## (5) 自殺未遂者や遺された人への支援

自殺未遂者や希死念慮のある人への対応については、東京都が実施する「自殺未遂者対応地域連携支援事業（こころといのちのサポートネット）」を活用するなど、医療機関への受診や支援体制の確保を図ります。

また、保健師等の専門職員に対し、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援方策等の研修を実施し、地域の支援力の強化を図ります。

遺された人への支援については、これまでの取組を継続しつつ、支援方策等について検討を進めていきます。

### 【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、養護教諭、臨床心理士等、自殺リスクのある若者等に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。（健康政策課）
遺族者支援用リーフレットの作成・配布	自殺が遺族等に及ぼす深刻な心理的影響や経済的影響が緩和されるように、相談窓口等を掲載した遺族者支援用リーフレット「大切な人を亡くされた方へ」を作成し、区の施設や関係機関等で配布しています。（健康政策課）

### コラム

#### ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

#### 《ゲートキーパーの役割》

- 気づき：家族や仲間、身近な人などの変化に気づいて、声をかける
- 傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- つなぎ：早めに専門家に相談するように促す
- 見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

出典：「ゲートキーパー養成研修用テキスト」内閣府

### 3 重点施策

#### (1) 若年層への支援の強化

##### 【現状】

新宿区における、過去3年間（令和元（2019）年～令和3（2021）年）の自殺者（225人）のうち、20歳代が65人と最も多く、39歳以下が全体の約5割を占めています。男性は39歳以下が約4割、女性は39歳以下が約6割を占め、男女ともに全国、東京都と比較して高い傾向にあります。

若年層への取組として、令和元（2019）年度から「相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）事業」と「ハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業」を実施し、インターネットを活用した相談支援体制の強化を行っています。

また、学識経験者や若者支援団体等の委員で構成する「新宿区自殺総合対策会議」を定期的開催し、情報共有や施策検討を行っています。

##### 【今後の方向性】

インターネットゲートキーパー事業の令和3年度の相談者のうち、約8割が39歳以下の若年層であり、約7割が女性でした。これらの相談者の約4割が、相談を受ける中で感情がポジティブに変化するなどの大きな効果があったことから、若年層の自殺者が多い新宿区の実態を踏まえ、若年層への支援の一層の強化を検討していきます。

また、若年層を支援するNPO団体等との連携を強化していきます。

##### 【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）事業	インターネット（Google）で生活の問題や困りごとを検索した人に連動広告を掲載し、特設サイト上でその人に最適な社会資源を紹介し、生活課題の解決を支援します。（健康政策課）
【拡充】ハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業	インターネット（Google）で自殺に関することを検索した人に加え、新たにYouTubeで自殺に関する動画を視聴した人に連動広告を掲載し、自殺のハイリスク者を特設サイトに案内し、メール等による相談を実施することで、自殺を未然に防止します。（健康政策課）
【新規】「若者・女性支援検討部会」の運営	「新宿区自殺総合対策会議」の部会として、若者・女性への支援を目的に、学識経験者、若者・女性支援団体等の委員で構成し、情報共有や施策に係る検討等を行います。（健康政策課）
自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、養護教諭、臨床心理士等、自殺リスクのある若者等に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。（健康政策課）
相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知	自殺予防対策として、健康・経済・家庭問題や性的マイノリティに関することなど、悩みを抱えた区民が早期に相談窓口につながるよう、相談先を掲載した冊子等を作成・配布するとともに、庁内関係部署が主催するイベント等で相談窓口の周知を図ります。（健康政策課）



事業名	事業概要（担当課）
若者向けイベントにおける啓発・周知	若者向け相談窓口周知用チラシを作成し、「若者のつどい」や「はたちのつどい」など、若者を対象としたイベントにおいて配布し、相談窓口の周知を図ります。（健康政策課）
こころの健康に関する普及啓発パンフレット・リーフレットの作成・配布（10歳代向け）	こころの健康について正しく理解し、こころの不調に本人や周囲の人が早めに気づいて対応できるように、病気の基礎知識や相談先等も掲載されたパンフレット「気づいて！こころのSOS」による普及啓発を行います。（保健予防課・保健センター・健康政策課）
出産・子育て応援事業	妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康保持の増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、すべての妊婦が、妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。（健康づくり課・保健センター）
親と子の相談室	子育ての疲れや精神的な問題、親と子が抱える悩みについて精神科医やカウンセラーが相談、助言を行います。（東新宿保健センター）
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	区立小学校、中学校、特別支援学校において、命の大切さ、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるためのSOSの出し方に関する教育をDVD教材等を活用して実施します。（教育指導課）

## コラム

### 若年層の女性の支援について

令和2年、3年の自殺者の傾向をみてみますと、若年層の女性（39歳以下）のうち、区の機関と関わりがあった方は約20%で、全て精神疾患に関連した相談がきっかけでした。また、令和2年の若年層女性の職業のうち、無職者は27.8%でしたが、令和3年は64.7%に増加していました。

若年層の女性は、妊娠（妊娠葛藤も含む）、出産というライフイベント、子育て等があれば、保健センター等で実施する事業や支援を通して接点があります。しかし、それ以外においては、身体や精神の病気がなければ、保健センターとの接点は少ないことがわかりました。区の窓口だけでは、セーフティネットから漏れてしまう方が出てしまうため、若年層の女性と接点を持ちやすいNPOや関係団体等と、取組を共有し、情報交換等を行い、連携していくことが必要です。そのため、令和5年度からは、「若者・女性支援検討部会」を立ち上げ、特に若年層女性の実際の声を拾い上げながら、活動を進めていきたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用の不安定、経済的な困窮等については、引き続き注視していきます。

## (2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援

### 【現状】

新宿区における、過去3年間（令和元（2019）年～令和3（2021）年）の自殺者（225人）の原因・動機別割合は、「健康問題」を理由とする自殺が22.7%と1番高く、次いで「経済・生活問題」が9%と高い要因となっています。また、定年退職を迎え心理的にも経済的にも負担を抱えることが多い60歳代の自殺者数は27人で、そのうち男性が78%を占めています。

### 【今後の方向性】

複数の問題を抱える生活困窮者等の中には、自殺リスクを抱えている人もおり、生活扶助等の経済的な支援だけでなく、福祉と医療・保健等の分野が連携して、様々な支援を包括的に行っていきます。

### 【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を設置し、自立支援相談事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。（生活福祉課）
だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、働きたいのに働きにくいすべての人に対して就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行います。（消費生活就労支援課）
拠点相談事業	拠点相談所「とまりぎ」で、ホームレスからの相談に社会福祉士及び精神保健福祉士が対応し、適切な情報提供や自立阻害要因の把握等、具体的な自立支援のための助言を行います。また、法律、心理、借金、健康、アルコール等に関する専門相談員を配置し、相談を実施します。（生活福祉課）

### (3) 高齢者への支援

#### 【現状】

新宿区における、過去3年間（令和元（2019）年～令和3（2021）年）の自殺者（225人）のうち、60歳以上の自殺者数は53人で、全体の約24%となっています。今後も高齢化が進展することに伴い、高齢期における自殺予防対策は重要な事項です。

#### 【今後の方向性】

介護問題や孤立化、生活困窮など、様々な課題を抱えているにも関わらず、相談につながっていない高齢者を、地域において早期に発見し支援していくために、高齢者総合相談センターが中心となって取組を進めます。

#### 【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
高齢者とその介護者のための相談	区内11か所の高齢者総合相談センターで、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の資格を持った職員が連携しながら相談業務等を実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしを継続できるよう支援していきます。（高齢者支援課）
高齢者総合相談センターの機能の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して、関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。（高齢者支援課）

## 4 生きる支援に関連する全事業一覧

### 【1 基本施策】

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

★印は「主な事業」として掲載している事業です。

No.	事業名	事業概要	担当課
1	★「新宿区自殺対策推進会議」の運営	区長を会長とし、関係部長等を構成員とする庁内の会議体として「新宿区自殺対策推進会議」を設置・運営し、自殺対策計画の策定や、庁内全体の連携及び総合的な自殺対策の推進について協議します。	健康政策課
2	★「新宿区自殺総合対策会議」の運営	区内の相談体制の強化及びネットワークの構築を目的に、学識経験者、医療・福祉等の関係機関、若者支援団体等の委員で構成し、情報共有や施策に係る検討等を行います。	健康政策課
3	★【新規】「若者・女性支援検討部会」の運営	「新宿区自殺総合対策会議」の部会として、若者・女性への支援を目的に、学識経験者、若者・女性支援団体等の委員で構成し、情報共有や施策に係る検討等を行います。	健康政策課
4	★新宿区いのちのネットワーク	経済的困窮や社会的孤立などのため支援を必要とする方の情報を的確に把握し、迅速かつ適切に必要な支援につなげることができるよう、庁内及び関係団体間のネットワークを構築・運営します。	地域福祉課
5	★働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会	就労支援、医療、行政等の関係機関同士がネットワークを強化することで、ストレスに対処できる環境をつくります。今後は、連絡会において関係機関とのネットワーク構築方法の新たなあり方を検討します。	保健予防課
6	★新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、就労支援等の、子どもと家庭・若者支援関係機関のより効果的な連携を図るために設置・運営しています。	子ども家庭支援課
7	自殺総合対策の推進	誰も自殺に追い込まれることがないよう、地域連携の強化、相談支援体制の強化、職員の人材育成、区民への普及啓発等を行います。	健康政策課
8	新宿区障害者自立支援ネットワーク	障害者及び家族に対する支援を適切に実施するために、区内の障害者支援の関係機関・事業所等の連携を確保する取組を行います。また、関係機関等からの要望に応じ、ケース会議などにスーパーバイザーを派遣します。	障害者福祉課

## (2) 区民への啓発と周知

No.	事業名	事業概要	担当課
9	★相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知	自殺予防対策として、健康・経済・家庭問題や性的マイノリティに関する事など、悩みを抱えた区民が早期に相談窓口につながるよう、相談先を掲載した冊子等を作成・配布するとともに、庁内関係部署が主催するイベント等で相談窓口の周知を図ります。	健康政策課
10	★若者向けイベントにおける啓発・周知	若者向け相談窓口周知用チラシを作成し、「若者のつどい」や「はたちのつどい」など、若者を対象としたイベントにおいて配布し、相談窓口の周知を図ります。	健康政策課
11	★中央図書館における啓発	自殺対策強化月間（9月・3月）の9月に合わせて、中央図書館に自殺対策や自殺予防に資する展示スペースを設置し、関連書籍の紹介を行います。また、各区立図書館においても関連資料の収集を行います。	健康政策課 中央図書館
12	★メディアを通じた普及・啓発	自殺対策強化月間（9月・3月）など適切な時期に、自殺対策に関する情報を、区ホームページ、広報新宿、ツイッターなど、様々なメディアを活用して発信します。	健康政策課 区政情報課
13	★こころの健康づくり	ライフステージに応じたストレスマネジメント講座や、睡眠、うつ予防、依存症予防等に関する精神保健講演会を開催し、こころの健康についての啓発活動を進めます。また、関係機関等とのネットワークを強化することで、こころの病気やストレスに対処できる環境づくりを推進していきます。	保健予防課 保健センター
14	広聴活動	区民意識調査、区政モニターなどを通じて区民の意向、生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映していきます。調査結果は区ホームページで公開します。また、法律相談を始め各種相談を行い、区民生活の安定を図ります。	区政情報課
15	広報活動	区広報紙（点字版・声の広報を含む）、区ホームページ、映像による広報、定例記者会見、パブリシティ活動、広報車、「くらしのガイド」等により、区政に関する情報のほか、区内の行事や地域の話題等を提供します。（自殺対策関連の記事も掲載）	区政情報課
16	区政情報センターの運営	区政情報センターでは、区政に関する区民等からの相談や区政情報の提供を行います。（自殺防止に関するパンフレットなども配架）	区政情報課

No.	事業名	事業概要	担当課
17	外国人への情報提供	外国人に対して生活に必要な行政情報や地域情報、日本の文化・習慣に関する情報を提供するため、新宿生活スタートブック・新宿生活スタートガイド・外国人住民のための生活情報紙・外国語広報紙「しんじゅくニュース」の発行・外国人向け生活情報ホームページ・外国語版SNSの運営等を行います。	多文化共生推進課
18	障害を理由とする差別の解消の推進	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて、障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の推進や、区民への啓発活動等を行います。 また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者やその家族からの相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的に推進していきます。	障害者福祉課
19	若者のつどい	20代・30代を中心とした若者に、行政やNPOをはじめ地域で活動している団体などを知ってもらうとともに、若者同士が出会い、交流しながらつながるきっかけをつくるイベントを実施します。	男女共同参画課

### (3) 様々な問題や悩みに応える相談体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
20	★子どもと家庭の総合相談	子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターでは、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつないでいきます。また、子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	子ども家庭支援課
21	★高齢者とその介護者のための相談	区内11か所の高齢者総合相談センターで、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の資格を持った職員が連携しながら相談業務等を実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしを継続できるよう支援していきます。	高齢者支援課
22	★障害者のための相談	障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して生活ができるよう、障害者の地域生活を支えるための拠点として「区立障害者福祉センター（身体）」、「区立障害者生活支援センター（精神）」及び「シャロームみなみ風（知的）」で土・日曜日も含め相談支援を実施します。	障害者福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
23	★生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を設置し、自立相談支援事業、居住確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。	生活福祉課
24	★多重債務特別相談	深刻化する多重債務問題を総合的に解決するため、月1回、弁護士、生活支援相談員、消費生活相談員等による総合的な多重債務特別相談を行います。	消費生活就労支援課
25	★パートナーからの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者からの相談や証明書の発行、保護命令の申し立ての支援など、被害者の保護及び自立に向けた様々な支援を行います。	男女共同参画課
26	★悩みごと相談室	様々な悩みごとを、問題解決に向けて相談員と一緒に考えます。また、区・都の関係機関、警察、各種団体等で構成される女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、関係機関との連携を強化します。	男女共同参画課
27	★保健センターにおける健康相談	乳幼児から高齢者まですべての区民を対象に、健康な地域づくりを目指して、病気や障害の有無に関わらず自分にあった健康生活を維持・増進できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士等が生活の中の健康問題に対する相談及び支援を行います。	保健センター
28	★在宅療養・がん療養に関する相談	「在宅医療相談窓口」では、区民が安心して在宅療養できるよう、医療を中心とした様々な相談に対応します。また、「がん療養相談窓口」では、がん療養に関する相談を受け、必要な調整や情報提供を行います。	健康政策課
29	精神保健相談（うつ専門相談含む）	こころの健康の保持増進と向上を目指し、精神疾患（うつ病・統合失調症・依存症など）の早期発見、早期治療の促進のため、精神科医師による相談を行います。	保健センター
30	★親と子の相談室	子育ての疲れや精神的な問題、親と子が抱える悩みについて精神科医やカウンセラーが相談、助言を行います。	東新宿保健センター
31	外国人相談窓口の運営	日常生活等の悩みごとや、わからないことについて気軽に相談できる多言語（英語、中国語、韓国語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語）による相談窓口を設置・運営します。（区役所及びしんじゅく多文化共生プラザ）	多文化共生推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
32	消費生活相談	商品の購入・契約など、消費生活に関するトラブルでのあっせん解決のため、消費生活センターにおいて、消費生活相談員による電話相談、来所相談、地域への出張相談、個別訪問相談等を行います。また、消費生活相談の解決力強化のため、弁護士相談を行います。	消費生活就労支援課
33	障害者福祉センターの管理運営	障害者の地域での自立生活を支援するため、障害者に対する相談・福祉情報の提供、福祉サービスの利用支援などを行う障害者福祉センターの管理運営（指定管理者）を行います。	障害者福祉課
34	障害者生活支援センターの管理運営	精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行う障害者生活支援センターの管理運営（指定管理者）を行います。	障害者福祉課
35	★高齢者総合相談センターの機能の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。	高齢者支援課
36	女性相談	女性相談についての専門相談員を配置し、適切な相談及び指導を通じて福祉の向上を図ります。	生活福祉課
37	子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	子ども家庭・若者サポートネットワークの活用を中心に、各関係機関の連携を強化し、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用した「子ども・若者総合相談窓口」において、子ども・若者育成支援に関する必要な情報提供及び助言を行います。	子ども家庭課 子ども家庭支援課
38	家庭相談員等の活動	「母子・父子自立支援員」は、ひとり親家庭の悩みごとの相談や自立に必要な援助を行います。「家庭相談員」は、結婚や離婚等の夫婦の問題、嫁と姑、親子関係など様々な悩み等の相談を受け、問題解決について助言します。	子ども家庭課
39	放課後の居場所の充実	学童クラブ及び放課後子どもひろば事業のさらなる充実を図り、それぞれのニーズに合った放課後の居場所を選択できるよう、総合的に小学生の放課後の居場所づくりを推進します。	子ども家庭支援課



No.	事業名	事業概要	担当課
40	児童館の管理運営	児童館では、身近な子育て相談ができる乳幼児親子の居場所づくりや、子どもたちへの健全な遊び場の提供、遊びの指導などを行っています。 さらに、中高生支援の充実のため、中高生スペースの提供や中高生タイムの実施などにより、すべての子どもたちの居場所づくりを進めています。	子ども家庭支援課
41	母子保健事業	生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況を把握します。また、乳幼児健康診査を通して、母の育児不安を把握し、必要なサポートを行います。	健康づくり課 保健センター
42	医療安全相談窓口の運営	医療法に基づき、「患者の声相談窓口」を設置し、区民からの区内診療所・歯科診療所で行われている医療に関する苦情や相談に対応し、助言等を行います。	衛生課
43	精神障害者への支援	精神障害者やその家族等が地域で安定した生活を送ることができるよう、入院中の精神障害者に対する退院支援のほか、アウトリーチ支援やデイケア、障害福祉サービスの利用等を関係機関と連携しながら行います。	保健予防課 保健センター
44	難病対策事業	難病医療費助成申請時の面接相談、難病療養相談、難病講演会等を通じて、難病患者の方やその家族等に対して療養相談や普及啓発を行います。 また、当事者の情報交換、交流の場として「しんじゅく難病サロン」を開催し、療養生活の支援を行っています。	保健予防課 保健センター
45	保健師等による健康相談	こころの不調に悩んでいる方に対し、保健師等による個別相談を実施し、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携しながら助言や支援等を行います。	保健センター
46	教育センターの教育相談	教育センターの教育相談室は、幼児・児童・生徒及び保護者等からの教育上の様々な悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行います。 また、休日・夜間には、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」にて専門のカウンセラーが対応し教育相談体制の充実に努めます。	教育支援課
47	スクールカウンセラーの配置	全区立小・中学校に、臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活における様々な悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。	教育支援課

#### (4) 自殺対策を支える人材育成

No.	事業名	事業概要	担当課
48	★ゲートキーパー養成研修 (区職員向け)	自殺のリスクを抱えた区民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える職員を育成するために、任用前研修、主任昇任時に、ゲートキーパー養成研修を実施し、自殺対策やゲートキーパーに関して正しく学ぶ機会とします。	健康政策課
49	★ゲートキーパー養成講座 (区民向け)	身近な地域で支え手となる区民を養成することで、誰もが自然にゲートキーパーとしての役割が取れるようなつながりのある地域づくりを目指します。	健康政策課
50	★自殺対策に関わる保健師等の専門職員等向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、養護教諭、臨床心理士等、自殺リスクのある若者等に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。	健康政策課
51	★【新規】自殺対応の専門家による職員向け支援	日常的に医療・介護・生活支援等の様々な相談を受ける区職員等が、「死にたい」や自傷・自殺に関する言動がある人への対応に困った際に、自殺対応の専門家がリスク評価や対応について支援を実施することで、相談体制の強化を図ります。	健康政策課
52	★新宿区自殺防止対策相談窓口対応ハンドブックの作成・配布	区民に対し、職員一人ひとりがゲートキーパーとなり丁寧に困りごとや悩みごとの解決に向けて対応していくために、関係各課及び関係機関のより良い連携を目指して作成・配布します。	健康政策課
53	区職員として必要な知識の習得、能力の向上	基礎的な知識や専門知識を深める研修を実施し、能力の向上と視野の拡大を図ります。(区職員向けゲートキーパー養成研修も実施)	人材育成等 担当課

#### (5) 自殺未遂者や遺された人への支援

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲 50	★自殺対策に関わる保健師等の専門職員等向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、養護教諭、臨床心理士等、自殺リスクのある若者等に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。	健康政策課
54	★遺族者支援用リーフレットの作成・配布	自殺が遺族等に及ぼす深刻な心理的影響や経済的影響が緩和されるように、相談窓口等を掲載した遺族者支援用リーフレット「大切な人を亡くされた方へ」を作成し、区の施設や関係機関等で配布しています。	健康政策課

## 【2 重点施策】

### (1) 若年層への支援の強化

No.	事業名	事業概要	担当課
55	★相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）事業	インターネット（Google）で生活の問題や困りごとを検索した人に連動広告を掲載し、特設サイト上でその人に最適な社会資源を紹介し、生活課題の解決を支援します。	健康政策課
56	★【拡充】ハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業	インターネット（Google）で自殺に関することを検索した人に加え、新たに YouTube で自殺に関する動画を視聴した人に連動広告を掲載し、自殺のハイリスク者を特設サイトに案内し、メール等による相談を実施することで、自殺を未然に防止します。	健康政策課
再掲 3	★【新規】「若者・女性支援検討部会」の運営	「新宿区自殺総合対策会議」の部会として、若者・女性への支援を目的に、学識経験者、若者・女性支援団体等の委員で構成し、情報共有や施策に係る検討等を行います。	健康政策課
再掲 50	★自殺対策に関わる保健師等の専門職員等向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、養護教諭、臨床心理士等、自殺リスクのある若者等に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。	健康政策課
再掲 9	★相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知	自殺予防対策として、健康・経済・家庭問題や性的マイノリティに関する事など、悩みを抱えた区民が早期に相談窓口につながるよう、相談先を掲載した冊子等を作成・配布するとともに、庁内関係部署が主催するイベント等で相談窓口の周知を図ります。	健康政策課
再掲 10	★若者向けイベントにおける啓発・周知	若者向け相談窓口周知用チラシを作成し、「若者のつどい」や「はたちのつどい」など、若者を対象としたイベントにおいて配布し、相談窓口の周知を図ります。	健康政策課
57	★こころの健康に関する普及啓発パンフレット・リーフレットの作成・配布（10歳代向け）	こころの健康について正しく理解し、こころの不調に本人や周囲の人が早めに気づいて対応できるように、病気の基礎知識や相談先等も掲載されたパンフレット「気づいて！こころの SOS」による普及啓発を行います。	保健予防課 保健センター 健康政策課
58	★出産・子育て応援事業	妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康保持の増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、すべての妊婦が、妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。	健康づくり課 保健センター

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲 30	★親と子の相談室	子育ての疲れや精神的な問題、親と子が抱える悩みについて精神科医やカウンセラーが相談、助言を行います。	東新宿保健センター
59	★児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	区立小学校、中学校、特別支援学校において、命の大切さ、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるためのSOSの出し方に関する教育をDVD教材等を活用して実施します。	教育指導課

## (2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲 23	★生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を設置し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。	生活福祉課
60	★だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、働きたいのに働きにくいすべての人に対して就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行います。	消費生活就労支援課
61	★拠点相談事業	拠点相談所「とまりぎ」で、ホームレスからの相談に社会福祉士及び精神保健福祉士が対応し、適切な情報提供や自立阻害要因の把握等、具体的な自立支援のための助言を行います。また、法律、心理、借金、健康、アルコール等に関する専門相談員を配置し、相談を実施します。	生活福祉課

## (3) 高齢者への支援

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲 21	★高齢者とその介護者のための相談	区内11か所の高齢者総合相談センターで、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の資格を持った職員が連携しながら相談業務等を実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしを継続できるよう支援していきます。	高齢者支援課
再掲 35	★高齢者総合相談センターの機能の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して、関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。	高齢者支援課

## 第4章 自殺対策の推進体制等

### 1 自殺対策の推進体制

#### (1) 新宿区自殺対策推進会議（平成 30（2018）年度設置）

区長を会長とし、関係部長等を構成員とする庁内の会議体として設置しており、庁内全体の連携及び総合的な自殺対策の推進について協議します。

#### **新宿区自殺対策推進会議**

**会 長：**区長

**副会長：**健康部長

**委 員：**関係各部長

##### 【所掌事項】

- (1) 新宿区における自殺総合対策に関する施策の推進及び調整に関すること
- (2) 新宿区自殺対策計画の策定に関すること
- (3) 新宿区自殺対策計画の進行管理に関すること
- (4) その他自殺総合対策に関して必要と認められる事項

##### 【幹事会の設置】

会 長：健康部長

副会長：健康部副部長

幹 事：関係各課長

なお、平成 19（2007）年度から 29（2017）年度までは、健康部長及び関係各課長を構成員とする「新宿区自殺対策検討会」を設置し、自殺対策に取り組んできました。

## (2) 新宿区自殺総合対策会議（平成 21（2009）年度設置）

自殺対策に係る相談体制の強化及びネットワークの構築を目的に、学識経験者、医療・福祉等の関係機関、若者支援団体等の委員で構成し、自殺対策に関する情報共有や施策の検討等を行います。

### **新宿区自殺総合対策会議**

**会 長**：学識経験者

**委 員**：学識経験者、医療・福祉等地域団体、自殺防止等の活動を行っている民間団体、行政機関

#### 【所掌事項】

- (1) 区からの依頼に基づき、区における自殺防止に関する知識の普及啓発、自殺防止のための施策に係る検討を行うこと
- (2) 関係各機関における自殺対策の実施に必要な情報の共有その他必要な連絡調整を行うこと
- (3) その他自殺対策の実施に関する事項

#### 【部会の設置】

- ・総合対策会議には、専門的な検討を行うため必要に応じて部会を設置できる。
- ・令和 4 年度は、自殺対策計画を策定するため「自殺対策計画検討部会」を設置し、検討を進めた。

## 2 計画策定経過

### (1) 新宿区自殺対策推進会議経過

		自殺対策推進会議	主な議事内容
1	令和4年	第1回 (4月28日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策計画の策定について</li> <li>3年度の主な事業の取組について</li> </ul>
2		第2回 (10月27日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策計画（素案たたき台）について</li> </ul>
3	令和5年	第3回 (2月9日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリック・コメントの実施結果について</li> <li>自殺対策計画（案）について</li> </ul>

### (2) 新宿区自殺総合対策会議経過

		総合対策会議	計画検討部会	主な議事内容
1	令和4年	第1回 (5月20日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策計画の策定について</li> <li>3年度の主な事業の取組について</li> </ul>
2			第1回 (7月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新宿区における自殺の現状について</li> <li>総合対策会議における意見について</li> </ul>
3			第2回 (8月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策計画（骨子案イメージ）について</li> </ul>
4			第3回 (8月15日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策計画（素案たたき台）について</li> </ul>
5			第4回 (11月14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策計画（素案）について</li> </ul>

### (3) パブリック・コメントの実施結果

募集期間	意見件数
令和4年11月25日から令和4年12月26日まで	4件

## 第5章 資料編

### 1 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

最終改正：平成 28 年法律第 11 号

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うもの



とする。

#### **（事業主の責務）**

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **（国民の責務）**

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

#### **（国民の理解の増進）**

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### **（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）**

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### **（関係者の連携協力）**

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

#### **（名誉及び生活の平穩への配慮）**

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

#### **（法制上の措置等）**

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### **（年次報告）**

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## **第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等**

#### **（自殺総合対策大綱）**

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

#### **（都道府県自殺対策計画等）**

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

**（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）**

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

**第三章 基本的施策**

**（調査研究等の推進及び体制の整備）**

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

**（人材の確保等）**

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

**（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）**

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

**（医療提供体制の整備）**

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

**（自殺発生回避のための体制の整備等）**

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

#### **（自殺未遂者等の支援）**

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### **（自殺者の親族等の支援）**

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### **（民間団体の活動の支援）**

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **第四章 自殺総合対策会議等**

#### **（設置及び所掌事務）**

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

#### **（会議の組織等）**

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### **（必要な組織の整備）**

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

#### **附則（抄）**

##### **（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### **附則（抄）※平成 27 年法律第 66 号**

##### **（施行期日）**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附則(抄) ※平成 28 年法律第 11 号

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 (略)

## 2 新宿区自殺対策推進会議設置要綱

30 新健健企第 266 号

平成 30 年 4 月 25 日

区 長 決 定

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 3 月 30 日一部改正

### (設置)

第 1 条 新宿区における自殺総合対策について、庁内連携を図り総合的に施策を推進するため、新宿区自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区における自殺総合対策に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 新宿区自殺対策計画の策定に関すること。
- (3) 新宿区自殺対策計画の進行管理に関すること。
- (4) その他、自殺総合対策に関して必要と認められる事項

### (構成)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、区長とする。
- 3 副会長は、健康部長とする。
- 4 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、必要に応じてその他の委員を任命することができる。

### (会議)

第 4 条 推進会議は会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第 5 条 推進会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会の会長は、健康部長とする。
- 3 副会長は、健康部副部長とする。
- 4 幹事会は、健康部長が招集し、主宰する。
- 5 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、会長が指定する別表 2 の職にある者をもって充てる。

(部会の設置)

第6条 幹事に、部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康部健康政策課が担当する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1) 第3条関係

新宿区自殺対策推進会議委員

1	会長	区長
2	副会長	健康部長
3	委員	総合政策部長
4	委員	総務部長
5	委員	地域振興部長
6	委員	文化観光産業部長
7	委員	福祉部長
8	委員	子ども家庭部長
9	委員	子ども総合センター所長
10	委員	健康部副部長
11	委員	みどり土木部長
12	委員	環境清掃部長
13	委員	都市計画部長
14	委員	教育委員会事務局次長

## (別表2) 第5条関係

## 新宿区自殺対策推進会議幹事会

1	会長	健康部長
2	副会長	健康部副部長
3	幹事	総合政策部政情情報課長
4	幹事	総務部総務課長
5	幹事	総務部人材育成等担当課長
6	幹事	地域振興部地域コミュニティ課長
7	幹事	文化観光産業部産業振興課長
8	幹事	文化観光産業部消費生活就労支援課長
9	幹事	文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長
10	幹事	福祉部障害者福祉課長
11	幹事	福祉部地域包括ケア推進課長
12	幹事	福祉部高齢者支援課長
13	幹事	福祉部生活福祉課長
14	幹事	子ども家庭部子ども家庭課長
15	幹事	子ども家庭部男女共同参画課長
16	幹事	子ども家庭部子ども家庭支援課長
17	幹事	健康部健康政策課長
18	幹事	健康部健康づくり課長
19	幹事	健康部保健予防課長
20	幹事	健康部四谷保健センター所長
21	幹事	みどり土木部土木管理課長
22	幹事	環境清掃部環境対策課長
23	幹事	都市計画部都市計画課長
24	幹事	教育委員会事務局中央図書館長
25	幹事	教育委員事務局教育指導課統括指導主事

### 3 新宿区自殺総合対策会議設置要綱

21 新健健企第 640 号

平成 21 年 6 月 2 日

健康部長決定

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 3 日一部改正

令和 2 年 11 月 27 日一部改正

(設置)

第 1 条 新宿区(以下「区」という。)における自殺対策の実施に関し区への提言を行うとともに、関係各機関における自殺対策の実施に係る情報の共有化その他の連絡調整を行うため、新宿区自殺総合対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区からの依頼に基づき、区における自殺防止に関する知識の普及啓発、自殺防止のための施策に係る検討を行うこと。
- (2) 関係各機関における自殺対策の実施に必要な情報の共有その他必要な連絡調整を行うこと。
- (3) その他自殺対策の実施に関する事項

(組織)

第 3 条 対策会議は、25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分により、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内医療、福祉等地域団体の構成員
- (3) 区内事業者(法人その他の団体にあつては、その構成員)
- (4) 自殺防止等に関する活動を行っている民間団体の構成員
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の謝礼)

第 5 条 委員の謝礼は、以下のとおりとする。なお、区外郭団体、行政機関、その他謝礼不要と回答のあつた委員については、謝礼は発生しないこととする。

- |                                |          |
|--------------------------------|----------|
| (1) 学識経験者                      | 20,000 円 |
| (2) 区内医療、福祉等地域団体の構成員           | 10,000 円 |
| (3) 区内事業者(法人その他の団体にあつては、その構成員) | 10,000 円 |



(4) 自殺防止等に関する活動を行っている民間団体の構成員 10,000円

(会長)

第6条 対策会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 対策会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、対策会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 対策会議には、第2条に掲げる事項につき専門的な検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 対策会議の庶務は、健康部健康政策課が担当する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## ◆新宿区自殺総合対策会議 委員名簿（令和4年度）

令和4年4月1日時点

	氏名	組織・団体等	検討部会
1	大野 裕（会長）	一般社団法人認知行動療法研修開発センター	○
2	堀 正士（会長代行）	早稲田大学教育・総合科学学術院	
3	藤澤 大介	慶應義塾大学医学部	
4	松下 竹次	一般社団法人新宿区医師会 早稲田たけのこクリニック	
5	富永 格	戸山メンタルクリニック	
6	原田 成一	一般社団法人新宿区薬剤師会	
7	鈴木 豊	東京医科大学病院 総合相談・支援センター	○
8	貫名 通生	新宿区民生委員・児童委員協議会	○
9	横田 恵里	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	
10	中居 優	東京司法書士会	
11	平田 深根子	日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス）	
12	浅井 夕佳里	公益社団法人日本駆け込み寺	
13	村 明子	特定非営利活動法人国際ピフレンダーズ 東京自殺防止センター	○
14	安田 祐輔	株式会社キズキ／特定非営利活動法人キズキ	
15	伊藤 次郎	特定非営利活動法人 OVA	○
16	大石 怜奈	Youth LINK	○
17	山本 哲夫	四谷警察署	
18	長崎 隆康	牛込警察署	
19	小林 正和	戸塚警察署	
20	川端 博幸	新宿警察署	
21	圓谷 恵司	四谷消防署	
22	倉本 秀幸	牛込消防署	
23	白石 健二	新宿消防署	
24	井上 直之	新宿公共職業安定所	

（敬称略）

---

---

気づき 支えあう しんじゆく

第2期新宿区自殺対策計画

令和5年3月発行

【発行】 新宿区健康部健康政策課健康企画係  
〒160-0022 新宿区新宿5-18-21  
TEL 03(5273)3024(直通)  
FAX 03(5273)3876

印刷物作成番号
2022-16-3201